

平成 26 年第 2 回玉城町議会定例会会議録（第 2 号）

招集年月日 平成 26 年 3 月 5 日（水）

招集の場所 玉城町議会議場

開 議 平成 26 年 3 月 6 日（木）（午前 9 時 00 分）

出席議員 1 番 中西 友子(9:03 出席) 2 番 北 守 3 番 坪井 信義
 4 番 北川 雅紀 5 番 中瀬 信之 6 番 山口 和宏
 7 番 奥川 直人 8 番 山本 静一 9 番 前川 隆夫
 10 番 川西 元行 11 番 風口 尚 12 番 小林 豊
 13 番 小林 一則

欠席議員 なし

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一 副町長 中郷 徹 教育長 山口 典郎
 総務課長 林 裕紀 会計管理者 前田 浩三 税務住民課長 田畑 良和
 生活福祉課長 中村 元紀 上下水道課長 東 博明 産業振興課長 田間 宏紀
 建設課長 松田 幸一 教育事務局長 中西 元 病院老健事務局長 田村 優
 総務課長補佐 見並 智俊 教育委員長 加藤 禎一 監査委員 中西 正光

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 小林 一雄 同書記 宮本 尚美 同書記 藤井 亮太

日 程

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 町政一般に関する質問

質問者	質問内容
山本 静一 P2～P9	1. 中学校入学時の通学用品等の購入について
中瀬 信之 P9～P20	1. 見守りネットワークについて 2. 保育所・学校給食での和食の普及について
北 守 P20～P29	1. 行財政改革プランに沿った役場窓口のアウトソーシングと機構改革について
奥川 直人 P29～P44	1. 一般廃棄物処理事業等の合理化に関する特別措置法について 2. 玉城町の産業振興政策について

北川 雅紀 P44～P59	1. 自治区に加入している世帯と加入していない世帯について 2. 町有公共施設の利用料金について
中西 友子 P60～P69	1. 中学校の体験学習について 2. 水道使用料について 3. 大雪被害について 4. 災害時の備えについて

開会の宣告

○議長（風口 尚）

ただいまの出席議員数は12名で、定足数に達しております。

これより、平成26年第2回玉城町議会定例会第2日目の会議を開きます。

1番 中西友子さんより遅刻の届け出がありましたので、ご報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

会議録署名議員の指名

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

4番 北川 雅紀 君

4番 中瀬 信之 君

の2名を指名いたします。

一般質問

次に、日程第2 町政一般に関する質問を行います。

それでは、最初に、8番 山本 静一 君の質問を許します。

8番 山本 静一 君。

《8番 山本 静一 議員》

○8番（山本 静一） 通告書に基づき、今から一般質問をいたします。事項といたしまして、中学校入学時の通学用品等の購入についてということで、4点質問をさせていただきます。

冬の寒さに閉じ込められた気分から、草木が芽吹く春になり、子どもたちは中学入学に胸を膨らませていることと思いますが、保護者は通学用品に多額を要し、また自転車通学の場合は、自転車、雨合羽等を購入し、多大な出費となると思います。また、クラブ活動によりますが、そのクラブに適した用品の購入を要し、学生服等の斡旋費以外に、プラスした金額が必要となります。

私が何故こういうことを質問するかといいますと、近隣の市民から玉城町は中学校に、

私の孫よりもたくさんかかるなど言われました。そこで、私は2市3町から購入品目、価格表を取り寄せました。各市町では指定品、物品購入規定いろいろです。また、市の場合は、学校区で異なる場合もあります。

購入品の指定、また購入規定が厳しいと、手頃な欲しいものを購入しようと思っても、これらの縛りがあるため容易ではありません。これはTPPが関税を撤廃し、自由貿易を即し、安易に購入をめざしています。指定規定は関税のようなものなので、保護者の購入意思を妨げ、負担が増えると思います。

今回、玉城町の場合でも、指定とか、それから規定がありますけども、これはどういう理由で、そういう物品購入の指定をしているのか、その点をおききします。それから、そういう指定とか基準の見直しを行っているのかどうか、その点についてお伺いいたします。

○議長（風口 尚） 8番 山本 静一 君の質問に対し答弁を許します。

教育長 山口 典郎 君。

○教育長（山口 典郎） 教育長 山口。失礼します。山本議員からの中学校入学時の進学用購入用品等のご質問がありました。まず中学校は、小学校とは違って、社会の一員となる前の中学校生活においては、規則が非常に大切になってきます。また、思春期に入る中学生では、制服を自由にすることによって、中学校の発達段階を考えた時、非常に華やかな服装や高価な服装に向かうことにより、問題も発生してきます。そういう観点から制服、体操服等は指定をしております。現在、効果として髪形、服装等によって、学習面、運動面に集中できる学校生活が送れるようになっております。

このことにつきましては、PTAと相談しながら、学校が指定しております。ですから、学校が一方的に決めるというのではなしに、PTAと相談してやっておるんですけど、例えば前に男子の学生服の校章に、ここのところ、胸のところに玉城中学校の校章を付けていた時期もあります。

それで、保護者の意見の中で、高校に行っても着られるようにしてもらえないかということを受けまして、刺繍を入れなくなったり、それから、かつては町内の業者ばかりであったんですけども、現在は他の業者も入ってとおります。

ですから、自分ところが学生服の標準服ですので、どこで買っていたとしても結構ということに、現在ではなっております。それで、指定基準の見直しも要望を受けて、現在も行っているところで、機能面、経済面も考えて、非常に安価なものも最近はとり備えられるようになってきております。

かつては中学校、カバンのほうも革のカバンで、こういうふうな手提げもあったんですけども、3万円ぐらいしておりました。ところがもう最近、軽くて安いカバンがありますので、そういうナイロン製のバックに変更して、各社の見本を取り寄せて、生徒、保護者にも見てもらいながら、安価で、そして機能的、丈夫なものにしております。

それで、議員ご指摘のように、4月は入学時、非常に服装、それから自転車等いろいろ

ろなものを買わなければいけない。ただ一時期、入学時に金は必要になってきますけれども、それが3年間使えるとなると、平均的にした時に、非常に毎日服装を考えて、どんどん服装を買うよりも、1枚のものを何とか着回していったほうが、非常に安いものになると思います。そういう点で、入学時には必要なお金がありますけれども、家族の皆さんが入学を喜んでもらう祝いとしていただければ、ありがたいと思っております。以上です。

○議長（風口 尚） 8番 山本 静一 君。

○8番（山本 静一） あまり服装なんか華美にはできないと思います。

それで、PTAとも相談して、それを決めているということですが、幹旋物を見ておりますと、大体、玉城の場合はカンコーということで、そういうカンコーの製品が展示され、また価格表示もされております。他の市町を見ておりますと、カンコー以外にもトンボとか東レとか、いろいろなそういうメーカーがございまして、それぞれ価格の差があります。幹旋するんでしたら、そういう形でもそのも比べてどうかという選択範囲を、私は広げてほしいと思います。

それから、先ほど局長、答弁いただきました、日服連というのですか、日に被服の服の連合会、そういう認証マーク、他のところはそういう認証マークの付いた標準価格規則と規定おりますけれども、玉城中学もそういう標準学生服で良いということですね。先ほどの答弁では。

○議長（風口 尚） 教育長 山口 典郎 君。

○教育長（山口 典郎） 現在では、カンコー以外にもトンボも着ておる生徒もおります。標準学生服であれば問題はないと思っております。ただ女子の服につきましては、中学校の学校の中で、玉城中学校になってからも、標準の女子の服装は玉城独特のものであります。これは家庭科の先生が、かつて中学校にみえた中村先生という家庭の先生がみえたんですけど、その先生がデザインして、現在のものをずっと使われています。その点では製品のほうは、かつては1社しかなかったんですけども、近々ほかのトムさん、伊勢の販売店ですけれども、そういうところも参入して、どちらか安いほうを自分で買えるような形をとるように、考えてきていただいておりますので、そういった点ではいろいろな、女子中学生の服装の規定はありますけれども、男子の服装については、標準服なら問題はないということになっております。

○議長（風口 尚） 8番 山本 静一 君。

○8番（山本 静一） と言いますは、この幹旋の価格表を見てまいりますと、だいたい6万を超えると。カバン、靴、それから、学生服等、その中で主なものを見てまいりますと、先ほど、学生服の場合は教育長から返答いただきまして、理解できたんですけども、例えばカバンの場合ですと、玉城の場合はスリーウェイバックとしておりますけれども、他校の見てまいりますと、別に規定がなく、スポーツバックとかリックサック等が許可されておりますけれども、現在持っているのを活用するという点

はでしょうか。

○議長（風口 尚） 教育長 山口 典郎 君。

○教育長（山口 典郎） 教育長 山口。カバンにつきましては、一応スリーウェイバックということで、ワンウェイあります、持ってくる子もおります。それで、現在昔から使っておるものを学校へ持ってくる生徒もおるのですけども、学用品というか、教科書、ノートを入れると非常に大きくなります。ですから、今まで持っていたものだけでは、それへ入らないということになります。それで、スリーウェイバックというのは、大きく、肩から下げられるカバン等を持っておるんですけれども、かつて手提げの革のカバンは3万円ぐらいしたんですけれども、現在は、5、6000円ぐらいで買えるということになっております。それも品物を列挙して、どれでも結構ですという提示の仕方をして、自分たちが選べるようにさせていただいております。

○議長（風口 尚） 8番 山本 静一 君。

○8番（山本 静一） それと、通学靴の場合ですけども、だいたい幹旋はアシックスということで、価格表になっておりますけども、他校を見てまいりますと、運動に適した靴、色は白が基調となっておりますけども、こういう通学の靴については、どのようにお考えですか。

○議長（風口 尚） 教育長 山口 典郎 君。

○教育長（山口 典郎） 教育長 山口。運動靴につきましても別に規定はありません。白であったら通学用のズック靴でも規定はありません。ただ色につきましては、華美な色とか、そういうことになりますので、色の規制はありますけども、白の運動靴であれば、別に何でも問題はありません。以上です。

○議長（風口 尚） 8番 山本 静一 君。

○8番（山本 静一） そうしますと、総称しますと、これらの通学用品は大きな規制はないと。それぞれある程度の選択肢があって、その中から選ぶということで理解してよろしいですね。わかりました。

続きまして、単純な質問わかりませんが、背広の場合はいろいろと色とか生地とか織り方とか、それから仕立て等さまざまですけども、学生服の場合は一応規格化されております。標準学生服というのがありますから。背広の場合は、それぞれ購入者の好みによって、いろいろと色とか型とか違うと思えますけども、先ほど申し上げたように、学生服は標準化されておりますので、それと、背広の場合は購入は、不確定ですけども、学生の場合は小学校を卒業したら、だいたい何人ぐらいだと、100が120だとわかりますので、こういうふうな大量に購入する場合は、メーカーとの交渉でできるとかそういうことは、どのように思われますか、難しいですか。

○議長（風口 尚） 教育長 山口 典郎 君。

○教育長（山口 典郎） 教育長 山口。服につきましては、いろいろとウールから化学繊維が入ったもの、いろいろあります。それは、各家庭で標準服であれば、どれでも結

構ですということですので、一括して町が、学校が購入して斡旋するということは、現在とっておりませんので、自分のご家庭のほうで、自分とかがウールがいいか、化繊がいいか、会社はトンボがいいか、カンコーがいいか、それぞれ自分とここで選んでいただいたら結構だと思いますので、逆に斡旋することによって高くなるというところが、昔あったわけですから、そういった点は自由に安いものを買っていただいても結構ではないかと思えますし、お金に余裕があるのであれば、ウールの温かいものを着るということもあるかも知れません。それは、家庭において選択していただくことでいいのではないかと思っております。

○議長（風口 尚） 8番 山本 静一 君。

○8番（山本 静一） それでは、各家庭の自由意思だということでは理解させていただきます。

続きまして、3番目に、トレーニングウェアにネームが入っております。それで、これはそういう経費が余分にかかり、また、不用になった場合も、そういう名前が違う者にはちょっと譲渡がしにくいという点もありますけども、このネームを私は廃止したらどうかと思います。田丸小学校の場合は、今まで名札を付けていたのが、そういういたずらとか何やかい関係で、プライバシーの関係で、名札の着用を廃止しておりますけども、ネームを入れる場合についての見解をお聞きしたいと思えます。

○議長（風口 尚） 教育長 山口 典郎 君。

○教育長（山口 典郎） 教育長 山口。トレーニングウェアについては、体育等で使います。その時に、やはりそれぞれの服装が違うものでは、やはり統一がとれないということもありますので、体育の場合は同じトレーニングウェア等を、体操着を使うという形になっています。その時に同じ服ですので、名前がないと、どれがどれかわからなくなりますので、やはりネームを付けるということは大事にさせていただきたいと思えますし、ネーム代は200円か300円になりますので、そんなに高くありません。逆に、ネームがないことによって、失った、なくなった、盗られたということがあれば、また、同じものを買わなければいけないということで、逆に値段が倍以上かかってしまうというところがありますので、そういった点での問題点はあります。

それで、名前につきましては、別に名前、人からいただいて、兄弟からもらって、お兄さんが一緒に体操服を、お兄さんのお下がりを着るということも許しております。名前がその子ではなくしても、一応そういう目安として、僕はお兄ちゃんのお古を着ておるのだけど、お兄ちゃんの名前になつとるけども着せてもらうということは、別に問題はないと思っておりますので、そういうお下がりも大事にしてもらってもいいかと思えます。

それから、体操服につきましては、普通の手メーカーのものよりも格段に安くなっています。普通であれば上だけでも5000円、上下すると1万円するんですけども、上下で5、6000円という形になっておりますので、かなりお安い購入をさせていただいて

おりますので、そういった点でご理解を賜わりたいと思います。以上です。

○議長（風口 尚） 8番 山本 静一 君。

○8番（山本 静一） そうすると、ネームの場合はそういうことで理解したいと思いますが、校章というのですか、あれも入っておりますね。体育ウェアには、そうしますと普通なかったら、卒業してでも普段でも着ようかという気にもなりますけども、そういうのが入っておりますと、なかなかそういう使用が難しいと。どうしても着なくなって不用品になってしまうという感もあるのですけども、その点はどうでしょうか。

○議長（風口 尚） 教育長 山口 典郎 君。

○教育長（山口 典郎） 少し細かくなってまいりましたけども、内容的にさっき言わせていただいたように、自分ところが、やっぱり3年間使うというので、かなり体操着は古くなってきます。それで、だいたいそれで使用限度を超えるのかなと思いますけども、新しく買われた方については、隣の親戚とか近所の人に、勿論兄弟もですけども、受け継いで譲渡するというのも、今現在行われておりますので、こういった活用の仕方をしていただいたらいいと思っておりますので、現在のところ揃えるということで、他の学校へいったときに、どれかわからんということもありますので、部活の試合なんかで、そういう点では、名前と校章マークを入れるというのは、校章マークはサービスで入れておりますので、ネームだけの費用はとっておりますけども、そういった点でご理解をいただきたいと思います。

○議長（風口 尚） 8番 山本 静一 君。

○8番（山本 静一） そういうことで理解できますけども、校章の場合ですと、後にゆずるということですけども、そうしますと、ネームが入っておりますと、例えば山口という名前が入っておるのを山本にゆずる場合、山口を消して、自分で名札を付けて、そういうふうにご利用できるということですね。わかりました。

それで、最後ですが、町長にお伺いしますけども、だいたい先ほど申し上げましたように、学生服、カバン等、幹旋物の一覧表から拾いますと、各校とも、よその市町もそうでございますけども、だいたい6万円を超えますと。そういう中で、これは徒歩の場合、自転車通学になりますと、だいたい5万前後の自転車を買っていると、どうしても人が買っていると、私も僕もという形で、そういうふうには自転車を購入し、またプラス雨合羽も必要だということです。そうしますと、自転車通学の方は、義務教育であるにも関わらず10万円強の費用を要するというところでございますけども、そういう自転車通学の方に対して、町のほうで何らかの方法で検討したろ、考えたろという考えがございましたら、お聞きしたいと思います。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一 君。

○町長（辻村 修一） このことも先ほどから教育長が答弁しておりますように、学校でいろんな取り決めをされておられるということで伺っております。自転車通学、あくまでも自由選択という形で自転車通学をしておると伺っていますし、別に自転車を強制し

ておるということではないわけでございまして、別に徒歩の方との平等性を欠いておると私は思っておりませんが、保護者の方のご判断で、できるだけ購入をされておられるのではないかと、こんなふうに思っています。

また、自転車通学の中での一番日々の登下校の中で、むしろ安全対策ということについて、子どもたちの安全面に気を使っていく必要があるのではないかと、こんなふうに思っています。以上です。

○議長（風口 尚） 8番 山本 静一 君。

○8番（山本 静一） 自転車の購入には、そういう制限はございませんけども、あるていど、横並びというか、友だちが持ったら、あれが欲しいということで、だいたい5万ぐらいかかるということを聞いております。2市3町の中で、度会なんかはスクールバスがございすけども、近隣の町では、金は多くないんですけども、気持ちだけでも、そういう援助というのか、助けたらということを実施しているところがありますけども、今後ともそういうふうに全然援助というのか、助けようという気持ちはいかがですか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一 君。

○町長（辻村 修一） 保護者の皆さん方、それぞれ子どもさんのことにいろんな費用がかかるということは、大変ご理解をいただきながら、その覚悟で子どもを育てておられるというわけでありますから、まずは中学校に限らず小学校や高校や大学の入学時点では、多少の負担が発生するというのは、これは大変でありますけども、その覚悟で子どもさんを育てておられるわけであります。また、そして親がその自分のために努力をして育てていただいたという、その親の姿を見て、子どもの中に感謝の心が育っていくということが、一番大事なことではないかと思っています。そんな風な考え方でご理解を賜りたいと思います。

○議長（風口 尚） 教育長 山口 典郎 君。

○教育長（山口 典郎） 町長からの答弁をしていただきましたけども、議員からちょっと自転車の件でのご質問の中で、5万円の自転車ということもありますけども、現在、自転車の規定につきましては、許可する自転車の基準も、安全面を考えて基本的なことしか決めておりません。それで、現在では町内の自転車店が買われる方もありますけども、大型小売店のほうで買って、1万円ぐらいで自転車を買って通学をしておるお子さんもみえますので、そこら辺も先ほど服装と同じように、選択肢はいろいろあるわけですから、ご家庭でそれぞれ考えながら、予算を見比べ考えながら購入していただいたらいいことであって、私どもそういうことで高い自転車を買えということはおしておりませんので、そういった点でのご理解をいただきたいと思います。

○議長（風口 尚） 8番 山本 静一 君。

○8番（山本 静一） 展示された斡旋物になりますと、どうしてもそれを買わなければならないと、錯覚する場合もございすので、その点、十分に指定のない場合は、この規定の範囲内でそれぞれ各自が買うということ、しっかりと説明していただいたらと

思いますので、そういうことで、いろいろと町長は多少と言われましたけども、我々からいいますと、多額の金がかかるということを認識しておりますので、今後ともそういう購入に対しては、そういう自由項目ということをしつかりと明記して、説明していただきたいと思います。これにて私も質問を終わります。

○議長（風口 尚） 以上で、8番 山本静一君の質問は終わりました。

少し早いのですけれども、テープの都合もございまして、10分間の休憩をしたいと思います。

（午前9時27分 休憩）

（午前9時38分 再開）

○議長（風口 尚） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、5番 中瀬信之君の質問を許します。

5番 中瀬 信之 君。

《5番 中瀬 信之 議員》

○5番（中瀬 信之） 5番 中瀬。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。今回は、2点の質問をさせていただきます。まず1点目は、地域見守りネットワークについてであります。2点目は、保育所・学校給食での和食の普及ということについて、お伺いをしたいと思います。

それでは、1点目の地域見守りネットワークについてお伺いをいたします。地域見守りネットワークについて、若干説明をさせていただきたいと思います。玉城町の第5次総合計画には、地域見守りネットワークという言葉は出てきていません。安全見守りサービスという言葉で計画書の中には掲載がされております。これからお話をいたします地域見守りネットワークとは、少し内容が異なりますので、地域見守りネットワークということについて、少しお話をしますと、昨年7月に、教育民生常任委員会で長野県の伊那市に、視察研修を行いまして、その中で研修を受けた内容の中に入っております。どういうことかといいますと、行政と地域で業務を通じて高齢者の方々等と接することの多い民間の事業者、例えば新聞配達をするところ、郵便配達業務のところ、電気・ガス・水道の事業者とか、宅配の事業者などなどあります。そういう方が家庭を訪問されるときに、何かその家庭で異変があった場合に通報をするというシステムであります。

例えばどういうことかといいますと、新聞や郵便物がポストの中につままっているとか、同じ洗濯物が何日も干されている。夜なのに、その家庭に電気が着いていないとか、不審な人の出入りを見かけるなど、いろんなことがある中で、そういう民間の業者というところが、異変があった場合に行政に連絡をする。または、緊急な場合については、警察や消防署に連絡するというシステムであります。こういうことを行政と業者間で提携を結んで、地域を見守るという考えであります。このことにつきましては、町長並びに福祉課長も一緒にこの視察に同行されて、実際のはなしを聞かれたとっておりますの

で、町長においてはどのような受けとめ方をされたのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬信之君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村 修一 君。

○町長（辻村 修一） 中瀬議員から2点の質問をいただきました。まずは、地域見守りネットワークについてのことでございます。昨年の7月に議員の皆さん方、伊那市の方へご視察をいただいたわけでございます。私も同行させていただきました、大変、市としての熱心な取り組み、町として大いに参考なることだと思っただけで帰らせていただいた次第でございます。

まさに、玉城町といたしましても、協働のまちづくり、行政だけではなくて、多くの皆さん方の協力を得ながら、まちづくりを進めていく次第になってきておるわけでありまして、このことに皆さん方の協力の輪が、今、広がってきておるのが玉城町の現状であると認識しております。後ほども、また担当課長のほうからも説明をさせる機会があると思いますけれども、少し呼び名は違いますけれども、議員の方からも説明をいただきましたが、地域見守りネットワークという表現ではなくて、サービスという形での表現ではありますけれども、玉城町といたしましても、少し早い機会からこの見守りの活動を進めておる。特にボランティアの皆さん方の多くの活動があって、配食サービスをはじめ、いろんな見守りの体制、体制と申しますか、協力をいただいておりますという現状でございます。大いに良い先進地事例であったと感じて帰らせていただいた次第でございます。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之 君。

○5番（中瀬 信之） 今、町長にお伺いしました受けとめ方ということについては、玉城町も独自のサービスはしておるものの、先進地視察で見た内容は非常に良いことであるという受けとめ方をされたという認識で承ります。2つ目の質問ということになります。高齢化という問題は、どこの自治体においても避けることのできない問題でありまして、医療の進歩・発展によって、平均寿命というものが伸びる一方で、健康で活躍のできる健康寿命との差が大きく、長生きはするものの、認知症やさまざまな病気により健康な状態で暮らす年数が少なくなっているというのが現状にあります。

また、核家族の進行などで、昔のような大家族で暮らす家庭が減少したために、老人だけの世帯や独り暮らしの老人の数が増えているのも現状であります。近年では季節を彩った地域の催事や祭りこともめっきり少なくなり、人情味溢れた近所つきあいも薄れがちになってきております。近所つきあいが地域を見守ることができにくい環境にあると考えております。玉城町の現状を知る上で、今の高齢者単身世帯数並びに一人暮らしの高齢者の数がどのようになっている、推移しているかということ、まずお伺いをいたしたい。

それと、今行っております高齢者等の見守りをどのように行っているか、具体策をお伺いいたします。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村 元紀 君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 生活福祉課長 中村。高齢者のみの世帯数ということでございます。これにつきまして、住民基本台帳の登録世帯のほうで、1月末現在での数字を報告させていただきます。高齢者のみの世帯数といたしましては、1107世帯でございます。それから、一人暮らしの高齢者の方につきましては、570名の方となっております。ですので、537の世帯の方につきましては、高齢者のみという格好になってございます。1107の中には一人暮らしの570人も含んでおるということでございます。

それから、今、玉城町のほうで高齢者の見守りににつきましては、民生委員による見守りや、あと緊急通報装置の関係の見守り、あと配食等によります見守り、あと地域の支えマップづくりであるとか、その他、社協のほうがやっておりますいろいろな活動のほうで見守りをさせていただいておるというところでございます。社協のほうでやっておりますのが、ほのぼの便であるとか、あと歳末の援護事業の関係、それと、あといろいろなピンの会であるとか、合唱会であるとか、そういうところも今、活動し、地域のサロン等につきましても、させていただいておるといような状況でございます。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之 君。

○5番（中瀬 信之） 今、課長の説明にありますように、玉城町の高齢化ということも非常に高い数字にある。それから、一人暮らしの世帯ということも、パーセントでいくと22.9%ですか、非常に大きな数字になってきています。これからこの数字というのは、どんどん増えていくと思います。特に一人暮らしの老人の方が、どういうことが一番心配かということで考えてみますと、一人で一軒家に住んでおって、何か自分の病状が悪化するとか、いろんなことになった時に非常に心配だということを、よく言われております。そういう中において、玉城町は独自の見守りという形で、食事を宅配したり、健康しあわせ委員とか、いろんな方が見守りサービスということ、またICTを利用したサービスということも言われておりますが、毎日いろいろな格好で見守りをするということを考えてみますと、今行っているサービスというのは、日々のサービスでないような気がするんです。そういうことを考えると、町長も課長も視察研修をされたサービスということは、毎日継続して行えるようなサービスと、私は認識しておるのですが、そういうことについて、どのような考えがあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村 元紀 君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 視察でお邪魔しました伊那市の協定までは至っておりませんが、今現在でもガス・新聞・牛乳配達等、あと水道の検針員、電気の検針員等から気づいた時には、連絡がいただけるような体制は、協力を個々にお願いしておるとい状況になっております。それで、伊那市さんに視察させていただいて、いいなと思った点、参考にすべき点というのは、通報があった場合のあとの事後の記録、この辺りをきちっと取られてやられておると。それから、どういう時に、どういう通報をしていたかという格好での部分については、今後参考にさせていただきたいと考えており

ます。ただ、玉城町の場合は、今、地域の方でのつながりというのを大事にもっていきたいというのが、確かにそういう近所づきあいが少なくなってきたという情勢ではございますけども、逆にその部分を盛り上げていきたいという中で、地域活動の関係の補助を出した中で活動し、地域で支え会える体制づくりをめざしていきたいということで、今、考えております。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之 君。

○5番（中瀬 信之） 見守りをしていく方法というのは、いろいろあると思うのです。これが良いということでは、多分ないと思うのです。昔でいう井戸端会議を毎日しておるとか、近所の人の顔が見えるという状況であれば、現状そういう格好ですべての地区が賄えると思いますが、先ほど、私が言いましたように、近所づきあいとか、いろんなことがなかなか薄くなってきているような事態ではないかと思えます。伊那市の取り組みについても、25年1月からこういう取り組みをしたということでもあります。そういう中で、これは実例ですけども、約5カ月間、各業者と提携を結んだ中で、どういう通報があったかということの参考資料になりますが、5カ月で約7件ほどしかないということでもあります。その中の1点として、宅配時に応答がないので宅配業者が室内を見ると、ベッドで不幸なことに死亡していたと事例とか、屋外でうずくまっていた、足が動かないようだった、介助を否定している、早朝の新聞が取り込まれないでいるとか、そういう通報事例で、この方は生存しておったということもあるのですが、そういうことが日々いろんな目で見られる環境づくりが、非常に大事だと。

今、課長が言われたように、新聞配達とかいろいろな業者から何かあったら通報が、例えば来る状態になっておると言われておりますが、伊那市で一番良かったことというのは、業者と行政がただ協定書を結んで、いろんなさまざまな要件に合わせたことについて、行政との連絡をとるというシステムがとっておるのがいいと思うんです。各事業者が単独でこういう見守りサービスを最近しておるところがあります、玉城町でも。全国的には郵便局が、これはネットで調べたことですが、料金をいただいて見守りサービスをするということも、地域によって進んでおると。そういう面で行くと、大きな企業については、独自の裁定でいろんな見守りを考えておることはあると思うのですが、行政と地域に根ざしたいろんな業者が、一つの目的を持って協定という格好で、見守りシステムをつくっていくというのも、一つ大事な事かなと思います。玉城町独自のICTを使ったことであるとか、しあわせ委員を使ったことも、勿論大事だと思いますが、こうすることすることも大事だと。何故これを私が言うかといいますと、この地域見守りネットワークを行政と業者間で結んでも、大きな予算が多分かからないと思うのです。日常行っておる業務の中で、こういうことが改善できるのではないかと思います、予算がかからないということについて、何か考えがあればお伺いしたいと思うのです。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一 君。

○町長（辻村 修一） 中瀬議員のご意見のとおり、やはり今後できるだけ多くの目で、

多くの方にご協力をいただき、そして、隣同士あるいは地域の皆さん方同士で、そういうお年寄りの皆さんが安心して暮らしていただけるような、高齢者の見守りのサービスというのは、これは大変重要でありますし、また、そうすることで行政として、あまり費用をかけずに協力をさせていただくということが、既に伊那市の事例がありますから、それは大変結構なことだと思っておりますし、こうしたことは町としても、これからの取り組みの中で大いに参考にさせていただきながら、取り組むべきではないかと思っております。

○議長(風口 尚) 5番 中瀬 信之 君。

○5番(中瀬 信之) 多くの一人暮らしの高齢者とか、夫婦で住んでおっても片一方が病気とか、いろいろな場合が、玉城町の高齢者の中にいると思います。そういう方が少しでも安心できることをしてあげるのが、行政の大きな役割だと思います。町長は、非常に有意義だと言われておりますので、このことについて、できるだけ早い時期に、取り組みができるようお願いしたいと思います。

それでは、2点目の質問であります、保育所並びに小中学校での和食の普及ということについて、お伺いをいたします。昨年の12月4日に、ユネスコの無形文化遺産へ和食文化というものが登録をされたわけでありまして。世界中の多くの方々が、日本の和食という文化に大きな興味を持ち、また和食の優れた栄養バランスや年中行事との密接な関わり方など、多くの魅力を感じたことだと思っております。私たち日本人が改めて和食といわれる文化や歴史に今一度、正面から向かい合うことは大きな意義があることと考えております。

玉城町は、保育所や小中学校の学校給食では、以前より地産地消という大きな流れのもと、地元の生産者や納入業者の協力があり、教育委員会の推進の努力もあり、地元のお米や野菜・果物や、玉城豚など、多くの食材を利用してまいりました。保育所や学校給食に食べることを通じて、食事の重要性や食文化や社会性など、多くのことを学ぶこと、望ましい食習慣を身につけるといった目的があり、極めて意義のあることと考えております。玉城町の考えのもと、栄養教諭を中心に食育と地産地消の食文化をミックスさせ、保育所や学校給食に今後、和食を取り込むことは、子どもたちが大人になった時に、大いに役立つ、極めて重要かつ有意義なことと考えております。

今後の学校給食へどのように取り組みを考えているのか、教育長にお伺いしたいと思います。

○議長(風口 尚) 教育長 山口 典郎 君。

○教育長(山口 典郎) 議員、ご質問のありました学校給食での和食の件ですけれども、学校給食では米飯の時に、和食を現在でも出しております。例えば、1月の最初の給食、正月の1月の最初の給食には、正月の料理を出しております。雑煮、それから紅白なますを取り入れたメニューをしたりして、給食の半分は和食です。1月、小学校の方では、少し少なかったのですが、16食日中、6日。中学校が16食中8食。それから、2

月に入りまして、小学校の方は19食中10食、それから、中学校の方では、18食中8食という形で、現在、和食を中心に取り入れております。玉城の給食は手作りをモットウとしておりまして、手作りの給食をメインにしておりますので、例えば和食では出汁から本格的に、和食の調合をしているという点から、かなり進んだ和食の取り入れ方をしているのかなと思っております。

そういう点で、家庭の現在和食をそれぞれ作ってはいただいてはおると思うんですけども、学校給食でもそういう家庭に負けないような出汁をとったりしながらして、給食をつくっておるといふところには、和食の本質の給食の特色も出ているのかなと思っております。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村 元紀 君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 保育所におきましての和食の割合でございますけれども、かなり多くございまして、純粋な和食となりますと、約半分となっております。ただその中には、和食を使わなかった1月の献立でいきますと、丸きり和食を使わなかったという日が5日間ございます。それ以外については、何なりかの和食のものが添えられております。味噌汁であるとか、湯で野菜であるとか、1月には七草汁とか、その辺りも季節に配慮した中で、使わせていただいております。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之 君。

○5番（中瀬 信之） いま、教育長も言われたように、和食を丸きり取り扱いしていないということではないですよ。いろんな地元の食材を使って和食に取り組んでいると。このことは何も否定しているわけではないのです。こういう和食ということが、いろいろと大きく取り上げられる中で、下村文部科学省大臣が言われておった記事がちょっと載っておりますので言いますと、文科省としても、和食が次世代に着実に継承されるよう食育の推進を積極的に課したいと。和食を食べる機会をつくり、日本の伝統文化の中で、素晴らしい食生活が続いていることを広げていきたいということで、今後こういう流れには沿って学校給食を進めたいという考えが、国のほうもあるということですね。その考えを基に各自治体の学校も進めていく考えだと思っております。

そういう中で、食事というのは、将来のことを考えると、子どもの時からきっちりと考え方とか食べる意義とか、そういうことを教える食育ということは、非常に大事だと思います。先ほどの見守りの中でも言いましたが、最近、認知症であるとか、高血圧とかいろんな病気が、以前よりは多く出てきておるところがある。その中には、やはり食事ということが、大きな要素、欧米化された食事をとることによって、過重な栄養でそういうことになる可能性も非常に含んでおるといふことで、今、改めて和食ということが、非常に望まれておる食事になってきておるといふ思います。

そういうことを子どもの時から、きっちり教えて、その子どもが大きくなった時に、健康な体でおるといふのが将来を考えると、非常にいいことであると思っております。大人になってから、慌てて散歩をしたりジョギングをしたり汗をかいてしても、なかなか身に

ついた食事というものは改善されないとあります。小さい時からそういうことをしていくことが重要だと。子どもについては、大人がそういう面をきっちりみてあげるということが重要なと思います。実際の問題として、今も和食ということを取り扱いをしていただいておりますが、給食の中で。これから進めるにあたって、こういうことを改善していきたいと、こういう考えのもとに、学校給食にあたる食育の考えとか、実際の食事内容ということ、どのように考えておるのか。考え方があればお伺いをしたいと思います。

○議長（風口 尚） 教育長 山口 典郎 君。

○教育長（山口 典郎） 玉城町は、共同調理場を持っておりません。最近、各この近辺でも、伊勢さんもそうですし、多気さんもようになってきたと思っております。勿論、度会町も、この近辺かなり共同調理場で給食を1箇所でない、町内の給食を1箇所で作ってやっていくという形をしております。ところが玉城町はその学校で給食をつくっておる、温かいものをそのままということになりますし、それから、大量につくる時に、共同調理場でしたら、ホースで水をパーと入れて、こんな大きな釜で、大量につくると、美味しい鍋なんかもあるかもわかりませんが、何かそういう真心のこもったものでないという気がしています。

それで、町内で学校で身近に丁寧につくられるというところが、玉城町の良さだと思っております。そういう点では、やはり先ほど議員さんの話にもありましたように、地元産を使って、それに適した私の食材なんかも、学校栄養教諭のほうが考えていただいておりますので、そういう点で玉城町の食材を使って研究もしていただいております。

それで、和食のユネスコの世界遺産という形にもなりましたが、玉城町としてはやはり良いものは良いものとして、大事にしていきたいと思っておりますし、ただ子どもたちの食を考えた時に、さまざまな和も大事ですし、それから、洋というものも洋食も大事です。それから、中華というものもあります。いろいろな食材を小さな頃から体験させることによって、味を覚えさせていく、味をこえる、そういうこともやっていただきたいと思っておりますし、そういう中で自分たちが食を研究したり、あるいは食の好みを選んでいくということが大事になってくると思っております。

今後また子どもたちが、食が自分で、食の楽しさとか、味わいというものを感じ取れる学校給食にはしていきたいと思っておりますので、そういう素材から、作り方から、いろいろな工夫をして、学校給食を推し進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之 君。

○5番（中瀬 信之） 学校については教育長からお伺いをしたということになりますが、保育所とか町全体の食育ということもありますので、町長の考えということもお伺いしたいと思います。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一 君。

○町長（辻村 修一） ご理解をいただき、ご支援をいただいておりますように、玉城町の重点施策の中は、一つはやはり健康づくりに力を入れていくということで取り組みをさせていただいております。まさに議員、以前からお話のとおり小さい頃からの食育というのは、大変重要でありますし、特に今、町の中でも少し危機意識を持って取り組んでいかなければならない課題になっておりますのが、医療の増ということからの健康づくり、生活習慣病予防ということもあるわけでありまして、ご承知のようにかつて長寿日本一の沖縄のところが、今はワーストのような状況になって、まさに食べ物の欧米化の影響ということが報道されておりますし、町といたしましても、特にさらに体制を整えながら、あるいはまた町民の皆さん方の健康しあわせ委員さんはじめ協力を得ながら、この対策の強化をしていくことが、これからの将来のこの町を背負う子どもたち、あるいはまた町民の皆さん方の一番大事な施策ではないかと思っております。以上です。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之 君。

○5番（中瀬 信之） 町全体を考えるのであれば、今後の高齢化いろいろなことを含めて、小さい頃から食育は非常に大事であるというのが町の考えであると思います。私もそのように思っております。玉城町の学校給食については、いろんな食材をもって物をつくっておる。和食も多く取り扱いをしておると言われておりますが、全国的に学校給食について、子どもたちがどういうことを思っているかという参考的な資料の中で、現代っ子の給食人気ランキングというのも出ています。その中で見ますと、第1位が鳥のからあげ、第2位がハンバーグ、第3位がカレーライス、第4位がオムライス、第5位がスパゲティとういうのが、子どもたちのランキングの一例らしいです。ちなみに、その子どもたちの親の世代はどうかというランキングも出ておりまして、第1位が揚げパン、第2位がカレーライス、第3位がソフト麺、第4位が炊き込みご飯、第5位がわかめご飯等となっております。

そういう中でちょっと見ておりますと、今、教育長が玉城町は出汁もとって、和食というものを提供しておるということを言われておりましたが、なかなかそういうことを子どもたちが理解しておらんのが現状だと思います。そういう意味では今回のユネスコにこういうことが登録されたということで、一つの大きな節目、変り目と思います。出汁をとって、今、NHKのごちそうさんという番組もありますが、そういう中でいろいろ食材提供があつて、本来の食事というのは、こういうふうにしたほうがより好ましいとか、いろんなことがあると思うのです。そういう面で子どもたちに教えていくことは、非常に大事だと思います。

その中で、教育長か教育委員長にお伺いしたらいいのかわかりませんが、例えば京都市の教育委員会というところが、この問題について考えておる記事が一つありましたので、その紹介したことについて、お考えをちょっとお聞きしたいと思います。今、1週間に1回ある食パンをやめて、米飯に変えていきたい。一緒に出されている牛乳も検討

していきたい。それは、味噌汁や漬け物や和食の主菜を中心とする献立ということを考えて上でのことであります。そのようなことで、玉城町も週2回のパン食ということもしておりますが、例えば京都市においては、そういうことを止めるという検討会を開きたいということも、一つに事例にあります。例えば和食を食べておるのに、その隣に牛乳があつて、一緒に食事をする。アンバランスのようなこともあると。そういうことも含めて検討する。例えば牛乳は休み時間とか、いろんな時に飲むとか、いろいろなことがあると思うのですか。和食文化や献立について、今後、玉城町の教育委員会として、何かそういうお話をもっていこうと考えておるのかお聞きしたいと思うのですが、議長こういう面はよろしいのですか、聞いて。

○議長（風口 尚） 答弁ですか。教育委員長いいですか、教育委員長 加藤禎一君。

○教育委員長（加藤 禎一） 加藤です。和食の優れた面については、既に登録されている歌舞伎、能楽等と同じように、教育のいろいろな場面で取り上げて理解を深めるように努める必要があると考えています。ここで、議員がご指摘の地産地消の関連で、現在、玉城町で実施している給食のご飯とパンについて、説明させていただきます。

給食は、月火木の3回がご飯、水金の2がパンになっています。つまりご飯が60%、パンが40%の割合になっています。なお、毎月1回、5のつく日をご飯の日と呼んでおりまして、水木でもパンではなくて、ご飯になるということになっています。給食に使用されるお米は、三重県の場合、三重の笑みという品種が一般的なそうすけども、玉城町では地産地消の考え方から、玉城産のこしひかりが使われています。玉城産のこしひかりのほうが少し高いのですが、その差額は玉城町が負担しています。一方、パンは地産地消とは縁がないように思われますが、実は使用している小麦の30%が、玉城産のにしひかりという品種であります。つまり現在、玉城町の給食では、ご飯とパンの原料の72%が玉城産であり、地産地消の推進が数値でも認められております。これはパンをやめてすべてご飯に変えるという極端なことをしても、地産地消で増えるのは、残りの28%だけだということを示しています。

一方、1食あたりの金額で、ご飯とパンの経費を比較してみますと、小学校の中学年の場合、これは学年によって大きさが違うとか、量が違うので金額が変わってくるわけですが、小学校中学年の場合、ご飯が51円に対して、パン食は39円になり、ご飯のほうが1食あたり12円高いというのが現状であります。単純に計算しますと、全部をご飯に変えると、給食費を月100円程値上げすることが必要になります。このようなことから、給食のメニューのご飯の割合は、当面は現状のとおりでよろしいのではないかと考えています。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之 君。

○5番（中瀬 信之） 教育委員長、現状の答弁をしていただいたと思いますか、私が今回お聞きしたのは、外国から見ても和食といわれる文化が、非常に評価をされて、今回の登録になったということでもあります。実際に、私たち日本人がそのことを本当に理解

をしているのだろうかということが根底にありまして、そういう面で教育委員会といわれる学校の基礎、基本になるところの考えを、再度お伺いしたわけでありまして。今、言いましたように、学校給食で一番好きなのは何かというたら、からあげというわけです。そういうことが、何も悪いと私は言いませんが、いろいろ考えることは大事な時期になってきているのではないかと思います。

玉城町の給食のメニューですが、ある1日のメニューを見ますと、3色そばろご飯、牛乳、のっぺい汁、紅白なますとあるんです。何か変だなとちょっと思うのです。牛乳を飲むことが何も悪いことやないのです。よく行っていると思いますが、和食のお店にいったら、お茶の代わりに牛乳が出ておると、そういう状況だと思っんです。ですから、そういうことも例えば、今言いましたが、京都市の教育委員会は、そういうことも含めて考えるいい時期と違うかということで、委員会を開いていろいろな検討をしようやないかということやないかと思っます。

玉城町においては、町長よく言われるように、玉城町は農業の町だ、稲作を中心にした町だ、過去、数百年の歴史を持った町である。そういう中で、米飯給食が3日ということについては、私は以前から言っていますが、一つ考える余地があるのと違うかな。

週5日米飯にしておるところは、全国にたくさんあります。そういう中で、玉城町が稲作を中心にした歴史ある町だということであれば、何も週3日にこだわらず、いろいろな考えを集約することが必要ではないかと思っております。そういう意味で、教育委員会も大変だと思っますが、こういう給食の中身についていろいろと、検討していただくことをお願いしたいと思っんですが、いかがでしょうか。

○議長(風口 尚) 教育長 山口 典郎 君。

○教育長(山口 典郎) 和食の大切さについてのお話もありました。それで現在、子どもたちの給食の時間に、献立の話放送でするだけやなしに、和食の時には、こういうような出汁からとって、今日のかつおぶしの出汁、昆布の出汁を使っつてのっぺい汁を作りましたとか、そういう放送もしてもらったり、それから、地産地消で今日のいちごは野口さんから、農家から購入させてもらいましたとか、そういう食についての子どもたちがいろいろと考える場というものも、そういう提供はさせていたっでております。

ただ和食の中で牛乳という話があるわけですがけれども、確かに違和感があります。我々としても例えば昼に食堂へいった時に、和食が出てきて、牛乳かなということは、我々でも思っます。ただ子どもたちは、学校給食の中での栄養を、どう摂っつていくかというバランスをあれしながも、仕方なしに、そういう牛乳ということもあり得ると思っんですがけれども、今後我々としては、そういう時にお茶とか、そういうものを子どもたちもお茶のほうは、毎日、暑い夏は持っつてきたり、それから、寒い時もお茶を持っつてきたりしてありますので、そういう時の活用をしてもらおうということも、家庭から持っつていった時にしてもらおうということもあり得ると思っております。今後、また教育委員会内で、そういう食についての話し合いも、定例教育委員会の中で、委員長のほうから

いろいろな課題について、毎回ずつ今日については、こんな話し合い、例えば運動会の駐車場がどうだとかいう課題を出されて話し合う機会がありますので、そういった点で、委員長にもまた食についての話も、こういうふうな議員さんから、こんな話があったんですよという話もしていただけるかなと思っておりますので、今後また食について考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之 君。

○5番（中瀬 信之） 今回、非常にいい機会だと思いますので、そういうことに目を向けて食育のことを一度議論していただきたいと思っております。そのことにちょっと含めまして、最後の質問になりますが、将来的な子どもたちの命の源である食育を、子どもたちに伝えていくために、玉城町の文化やいろんな歴史背景や、そういうことを融合させての食育を教えていくと。そういうためには、栄養教諭といわれる立場の人の役割が、非常に大きいと思っております。玉城町では、今、2名の方がいると認識をしておりますが、例えば将来的には、国や県に対してもっと増員を望むとか、そういうことを玉城町として要望していくことが、非常に大事なことではないかと思っておりますが、そのことについて考えをお伺いしたいと思います。

○議長（風口 尚） 教育長 山口 典郎 君。

○教育長（山口 典郎） 栄養教諭は、現在でも給食の献立、それから食材の注文、食育指導、それから食物アレルギーが最近、子どもたちの中に多いんですけれども、そういう点での除去食での対応など、非常にたくさんの課題に取り組んでいただいております。

その大変さを私は、県のほうの教育長会議とか、全国の教育長会議でも訴えて、増員をお願いして要望しています。特に、玉城町はそういう食を大事にする町であるのでということで、特別に私のほうからは県のほうや、国のほうへ要望しておるところです。

しかし、いかんせん文部科学省の4校に1人の配置基準というのが、これが定数配置計画になっております。ですから、1校1人の配置というのは、非常に現在では叶いません。ところが、その時に玉城町では5校で現在2名です。それで、割算をしますと、1.25人ということになります。それで、来年度ですけれども、この南のほうでの統合が進みまして、学校数が三重県の中で全対数が減りまして、4校に1校でするので、割算をすると、栄養教諭の数が、文科省からはこれだけですよという枠しかきません。

それで、実は1.25の配置ですので、玉城町は来年度から2人配置が叶わなくなります。町で1人の配置ということになります。それで、南伊勢町も1人の配置です。今まで3人みえたんですけども、統合やそんなんがあつて1人の配置になります。それで、大紀町も配置のほうが減らされております。そういうことで、県のほうにかなり談判をさせていただいたんですけども、1人引き上げという残念な結果になりました。今後とも要望はしていきたいと思っておりますけれども、この配置基準が変わらなければ、何も変わらないということですので、我々配置基準、また議員さんのほうからも国のほうへ配置基準の変更というものを、また機会あるごとに言っていただければ、ありがたいと思つて

います。以上です。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之 君。

○5番（中瀬 信之） 今、教育長から現状と将来の見込みというのですが、お聞きしたと。教育長の考えの中では、やはり少なく学校、1校に本来1名あったほうが、非常にいいと思うんです。そういう意味では、三重県とか国に対して要望していくことが、非常に大事だと思いますので、そういうことを常に考えながら行っていただきたいと思います。今回は、和食のユネスコ登録ということを含めて、玉城町の食に対する考え方があったり、学校給食や保育所給食に取り組みを、どのように進めていくのかということをお伺いしたと。一つでも将来の大人なった時に、いい食生活がおくれるような子どもたちを育てていくために努力していただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（風口 尚） 以上で、5番 中瀬信之君の質問は終わりました。

ここで10分間の休憩をいたします。

（午前10時29分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（風口 尚） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、2番 北守君の質問を許します。

2番 北 守 君。

《2番 北 守 議員》

○2番（北 守） 議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。今回は、行財政改革プランに沿った役場窓口のアウトソーシングと機構改革の継続についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

町長選挙を控え、誰が町長になられても、平成18年度から始めた町の行財政改革プランが作成されておりますので、これを進めていただきたいという思いがありましたので、今回の質問をするわけではありますが、最大の目的は住民サービスの向上のための提案、提言でありますので、よろしくをお願いします。

平成18年に策定した行財政改革プランの成果では、定員管理適正化計画に沿って、目標を超える人員削減を実現しました。職員の給与についても、特別職や管理職を中心に抑制に努めていますとありますが、職員の削減については、平成22年度現在ですが、全国自治体が1200、1300あるのではないかと思うのですが、そのうちの類似団体、いわゆる玉城町と人口構成とか産業構成のよく似た団体が24団体、全国にございます。24団体あり、平均的な職員数はだいたい140名から150名程度となっております。玉城町は類似団体の多気町、三重県で唯一の類似団体でございますけど、多気町は146名と比較いたしましても、玉城町の場合は病院の職員を含めて111名と、極端に少ないという数字が出ております。

近隣の状況ですが、人口1000人あたりに換算いたしまして、職員数で見ますと、明和町は4.24人、多気町は5.45人、度会町は5.64人となっております。玉城町の場合は3.31人となっており、大変少ないと思います。これはコンパクトな町という地理的な条件や行政水準が高いということもありますが、それにしても役場の事務に携わる職員は少ないという数字が出ております。何とか保育所など、外部の職員を合わせるとちょうど職員数は類似団体と比較して、足りているのかなという状況でございますが、庁舎の業務がこの人数で本当に住民サービスの行き届いた行政を行うことができるのか、いささか心配しているところでございます。

第1次、平成18年から22年の間のことを第1次と指して言うんですけども、行財政改革プランにおいて、事務事業の評価、業務の合理化、民間委託を推進しましたとありましたが、行財政計画プランにより削減された職員は、少数精鋭の人数で多岐にわたる事務を限られた職員でこなしているのが現状じゃないでしょうか。そこでお聞きします。玉城町の基本方針として、これを解消する意味で、事務等のアウトソーシングを含めた外部委託を、今後考えていくお考えがあるのかどうか、お聞きいたします。

○議長（風口 尚） 2番 北守君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村 修一 君。

○町長（辻村 修一） 北議員から行財政改革プランに沿った役場窓口のアウトソーシングと機構改革についてのお尋ねをいただいております。今後の考え方ということでありますけれども、町を取り巻く環境というのは、早いスピードで変わってきておるといえるのは、いつもお話をさせていただいておるし、皆さんもご理解のとおりであります。特に少子高齢化のスピードが非常に早く進んできておるといえる状況があります。

そして、また国の財政に連動して自治体、市町の財政にも大きく影響が生じてきておるといえる状況がございます。あるいはまた、この大きな環境の変化、防災をはじめとする、そういうところではかにかこの1万5600人の町民の皆さん方の安心して暮らしていただける、あるいはテーマとして掲げております元気な玉城町をつくっていくかということ、その先頭に立って役場の職員が力を発揮していくということが大事でありますけれども、まずアウトソーシングの考え方の中では、より少数精鋭で効率よく行政運営をしていくことで、健全財政を堅持しながら、効率のいい行政運営をやらなければならないと思っております。

窓口のことではありませんけれども、すべて町内小中学校、少し早くには病院もそうありますけれども、給食調理業務を民間の方をお願いをして、実施をしてきておると、こういう状況でございます。これからのいろんな流れがあると思っておりますけれども、その部署その部署によって、そのアウトソーシングが相応しいのかどうかということ、そして、それが本当に町民の皆さん方のサービスにつながるのかということ、十分検証しながら、このことは対応していくことではないかと、こんなふうに思っております。以上でございます。

○議長（風口 尚） 2番 北 守 君。

○2番（北 守） 今、町長からご答弁いただきました。アウトソーシング等も含めて、今後、町民のサービスにつながるかどうか、そういう点を検証しながら進めていきたいという答弁をいただきました。確かに病院や学校給食につきましては、民営化ということでされております。それで、センター方式じゃなしに、温かい給食がその現場で直接児童の手にわたるといふ、そういう民営化の仕方をしていただいたということですが、まだまだ弘法温泉の運営や、社会福祉会館の施設管理など、指定管理者を導入する事業が考えられるのではないかと思うんです。

役場では、事務の業務委託をできる場所があれば、既に進めていくべきだと、常に進めていくべきだと考えておりますが、例えばよくあるんですが、住民票とか戸籍の交付、それに福祉関係の窓口、あるいはもっと玉城町の場合、件数が少ないというのであれば、建築なんかの確認申請とか、いろいろと産業なんかの窓口とか、いろいろとあるんですけども、福祉の窓口も含めて、そういう業務があると思うのです。

まず基本的に、外部委託をしていくのであれば、まずは窓口のアウトソーシングを検討してはどうかと思うのですけども、今も言ったようにアウトソーシングを進めるお気持ちがあるのかどうか、再度確認させていただきます。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一 君。

○町長（辻村 修一） 詳しい内容、いろいろなことは総務課長から答弁いたさせますけども、基礎的自治体、つまり町民の皆さん方との直結の組織であります。国や県ではなくて、そういう直結の役場窓口として、何か一番大事かということであります。私は思っておりますのは、やはり町民の皆さん方の信頼関係、これがなくてはならないと思っております。そんな中で、いろんな個々の町民の皆さん方の情報を取り扱うセクションでありますから、こういうふうなところでのセクションの中ではアウトソーシングは馴染まない、こんな考え方でおります。

やはりさらに努力をしていただかなければならないという部分も、窓口のほうではあると認識をしておりますけども、より迅速に、より親切に、より信頼関係をもった窓口対応、これはアウトソーシングは馴染まないと思っておる次第です。以上です。

○議長（風口 尚） 総務課長 林 裕紀 君。

○総務課長（林 裕紀） アウトソーシング、いろいろな場面がございますけども、特に今、北議員さんがご質問されておるのは、窓口業務のアウトソーシングでございます。

この辺につきましては、大変古くからこの話が出ておまして、当時、平成19年に福田内閣で公共サービスの改革基本方針という改定案に基づいて、住民基本台帳、それから印鑑証明、登録、戸籍はもとより国民健康保険や介護保険、障がい者の手帳交付、就学通知に至るまで、市町村がやっておるほとんどの窓口業務を、民間委託が可能となるということがあげられております。

ところが、あれから久しく年数が経ちましたが、なかなか全国に広がっておらないと

いうところにつきましては、おそらくこのことにつきましては、窓口業務につきましては、やはり一番公務性とか専門性とかが求められる業務だと思っております。また、職員には憲法でいいます全体の奉仕者ということもありまして、責務と高度な守秘義務が課せられておる、また住民が安心して自らのプライバシーを、情報を明らかにして、申請や相談を行っているケースもございます。

ですから、なりすましによる住民基本台帳の閲覧とか、身辺調査も含めて職員は経験とか判断、勘、いろいろなものを駆使して、住民の方々の財産や命を守っていると、こういうことでございますので、なかなか広がっていかないんじゃないのかなと思っております。また、逆に経費的なものを考えますと、この小さな規模の中で、1万5000強という規模の中で、窓口の総合的なアウトソーシングをやっているかと思えば、当然システム的にも総合窓口、総合システムの導入とか、いろんな経費もかかってくるかと思っております。従いまして、今のところ町長の答弁にもありましたように、今のところ窓口業務のアウトソーシングというのは考えてございません。以上でございます。

○議長(風口 尚) 2番 北 守 君。

○2番(北 守) 今の答弁で、窓口のアウトソーシングを考えていない。町民と顔を突き合わせて、そういう窓口で会話を交わしてやっていく。これは当然、良いことだと思うのですが、今までにも電算化を含めて、何千万という金を電算化のほうで使っておるわけですが、そういうことで外部委託を含めてやってきた改革を、ここで職員が、私が一番冒頭に言いましたのは、少ないのではないかとということ、まず1点言っておるわけです。

そこで、外部委託ができるものであれば、そういう部署だったらできるんじゃないかという気持ちから言ったわけですが、今の答弁でアウトソーシングはやらないということで、はっきりしております。ただ、私が言いたいのは、伊勢市でも総務課長の答弁の中で、いわゆる広がりをもっていかなかったとおっしゃいますけれども、三重県内では伊勢市は27年1月から、それから、名張市にいたっては窓口業務の全面的な委託を行っておるわけです。こういう状況も鑑みまして、この行財政改革プランの中で、改革を行っていく、継続をしていくということであれば、やっぱり考えていくメニューの一つではないかと思っております。

それから、そういうことでアウトソーシングは考えてないということで、組み立てになっておるわけですが、私の場合、アウトソーシングをしていただきたいという立場から、ちょっと今回質問しておるわけですが、最近の流れとしまして、どこの自治体も職員の削減計画に沿って、職員を減らしておる。定型的な業務や窓口の業務については、特に外部委託、あるいは人材とかいろんなところに委託しておると聞いております。以前から今も言ったように、電算化しておるところは、どんどん電算化して、ICTですか、いわゆるそういうインターネット関係のこととか、いろんなことで、いわゆる改革も進んでおるわけですが、私は特にちょっと話を進めていきますと、昨年の監査

委員報告でもあったように、例えば外城田保育所を一つの例に前回お話ししたのですが、職員 40 名おるわけです。うち嘱託職員、臨時職員、パート職員も含めて 25 名占めています。実に 62.5%、これが保育所職場という特殊な職場かもしれませんが、嘱託や臨時職員さんで占められておるといことで、他の職場もおそらく同じような傾向ではないかと思うわけです。

それで、嘱託や臨時職員さんも、せめてやっぱり職員と同じように、少ない人数でやっておられますので、餅代程度というのはおかしいのですが、ボーナスも出していただければ、モチベーションも上がって、しっかりやろうかなという気にもなろうかと思いますが、これ余談ですが、そうやって、そういうことで行財政改革プランに基づいて、人員を整理して、それを余ってきた人を、やっぱり回して行ってほしいと思うのですが、第 1 次の行財政改革プランでは、目標を超える人員削減をしましたとありますけど、これは絞りすぎたというわけではありませんのですか。

○議長（風口 尚） 総務課長 林 裕紀 君。

○総務課長（林 裕紀） 定員管理計画は、平成 23 年から平成 27 年ということで、第 2 次定員管理計画を持っております。現在のところ、比較しますと、現在の定員管理計画より 10 名程度少ないという状況で推移しております。これでご答弁にさせていただきます。

○議長（風口 尚） 2 番 北 守 君。

○2 番（北 守） ということは、次にお聞きしたかったのですが、玉城町の定員管理適正化計画というのはどうなっておるのかということ、次に聞きたかったわけですが、いわゆる今は、計画よりも 10 名ほど絞りこんでいるという状況でしょうか。

○議長（風口 尚） 総務課長 林 裕紀 君。

○総務課長（林 裕紀） 特に絞り込んでいるということはないのですが、現状そのような状況であるということでございます。

○議長（風口 尚） 2 番 北 守 君。

○2 番（北 守） 問題は、次に移りたいと思いますけども、例えば、今、総職員数に占める嘱託・臨時職員と正規職員の割合は、どのぐらいの割合になっておるのか、その点をお聞きします。

○議長（風口 尚） 総務課長 林 裕紀 君。

○総務課長（林 裕紀） 町全体の職員に占める割合ですが、今、正職員が 187 名、嘱託職員が 68 名、臨時職員として、それ以上、期間が短いものが 17 名、総数 272 名ということが現在の総数でございます。この中で比率でいきますと正職員は 68.8、嘱託職員が 25.0、臨時職員が 6.2 ということで、合計 100 ということになります。以上でございます。

○議長（風口 尚） 2 番 北 守 君。

○2 番（北 守） 270 何名ということでお聞きしたんですけども、役場の中ではど

ういう比率になっておられますか。

○議長（風口 尚） 総務課長 林 裕紀 君。

○総務課長（林 裕紀） 役場の中の比率では、ちょっと今、数字を持っていないのですが、一般会計ではちょっと比較してあるので、それで答弁させていただきます。一般会計では、64人の方が健康保険、厚生年金に加入していただいておりますので、だいたい23%ぐらいが嘱託職員、ただこの中には一般会計ですから、保育所の嘱託職員も入っております、役場は各課だいたい1名程度、生活福祉ですと3名、保険管理施設と申しますか、地域包括支援室、子育て総合施設にもおりますけれども、その辺りで増えますけれども、この比率は役場の事務職の中では比率が低いと、このように思っています。また後刻、数値はご報告いたします。

○議長（風口 尚） 2番 北 守 君。

○2番（北 守） 冒頭アウトソーシングは考えていないということで、町民の顔が見えるということでお伺いしましたので、第2次行政財政改革プランにおいて、これは行動指針でありますけれども、行財政のあり方の継続とうたっております。その時に、私はアウトソーシングという言い方が、ちょっと窓口と限って言いましたのですが、それについてのご答弁でしたので、そこら辺は全体的なことを考えて、再配置して機構改革を継続される気持ちはあるのかどうか、その点をお聞きします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一 君。

○町長（辻村 修一） 機構改革の考え方でございますけれども、現在、町といたしまして、大変抱える課題にそれぞれが連携をして、さらに総合力を発揮しながら対応ができておると考えておりますけれども、やはり将来像として掲げております玉城町の誰もが安心して暮らせるまちづくりの一つの施策を、一歩、二歩進めていくためには、国の動きあるいは県の動きにも関連をしながら、町としての対応の体制づくりをみると思いますし、また、いろんな施策を前進していくための体制というもの、これはその都度、その都度より効率的なものが何なのかということは必要だと認識はしております。現在は、それぞれがうまく連携をして、施策を推進できておると思っております次第です。

○議長（風口 尚） 2番 北 守 君。

○2番（北 守） 行財政改革プランの中に、行政のあり方の継続ということで、はっきりうたっておりますので、平成23年から平成27年ということですので、今の町長の答弁でいいのかと思いますけれども、いわゆる職員さんは日々の業務に追われておるのやないかという気がします。例えば、段々人が減ってきますと、今まで町民のかゆいところといったらおかしいですけども、背中が今までかけたところが、今までサービスが行き届いたところが、段々手が届かない状況にあるんやないかと、このように私自身は思うわけですが、例えば第1次行政改革プランの三つの柱があったと思うのですが、この三つの柱って一体何でしょうか。

○議長（風口 尚） 総務課長 林 裕紀 君。

○総務課長（林 裕紀） 三つの柱は、業務の見直し、行政組織の見直し、財政の健全化でございます。

○議長（風口 尚） 2番 北 守 君。

○2番（北 守） 要するに、今の流れからちょっとはずれるようではございますけども、財政の健全化ということで、第1次の行財政改革プランの総括の中で、玉城町の財政指数は国・県類似団体の平均に比べ高いという評価をし、住民に利用しやすい機構改革を行ったんですよ。行ったという記述がございます。ところが、例えば私がこれは見る限り、生活環境課を一つの例にとりますと、保育所業務や、それから少子高齢化関係を中心とした福祉関係や、また合特法や、それから、ごみの環境問題、それで交通安全、多岐にわたっております。役場の予算の今回3款、4款ですが、あと国保と介護保険料も合わせてきますと、かなりの20億円以上の予算を、一人の課長がやっておられると。また産業課におきましては、産業フェア、アグリ祭の祭りなんかもしていただいておりますが、イベントの行事から観光の行事から、農地の業務まで、農家の皆さんの生活を守っていただくような業務まで幅広いこと。

それから、イベントで例えばいえば、夢輝のあさんがこの間、熊野古道で来ていただきました。それで、大盛況に終わったわけですが、例えば、モンスターミュージックフェスティバルというのは、教育委員会。それから、他に産業フェア、今も言いました。いろいろな催しが随所で玉城町の場合はしていただいておりますが、いずれも各課の所管でそれぞれバラバラに開催されておるという状況ですので、今の体制を見ると部長制のようなシステムになっておると、これがいわゆる第1次で行った機構改革かなと思うわけですが、今、考えてみますと、各部署においては負担が大きいのではないかと思います。もう少し必要に応じて課を細分化してもいいのではないかと思います。例えば生活福祉課から環境部門を独立させて、やるやり方もあると思うんです。

それから、玉城町には企画課のようなイベントとか、いろいろな調整する機能の機関がありませんので、それを設置するということで、考え方をちょっと機構改革の継続をしていただければ、そういうことも考えていただきたいと思いますので、機構改革をしていただきまして、より効率よく運営していただきたいと思います。そうすれば、例えば機構改革がうまくいけば、懸案の滞納整理機構などの部門、これは何回も同僚議員からも指摘を受けております。それから、玉城町が重視しています、これは行財政改革プランの中でもはっきり出てきますけども、住民参加型の住民自治行政にもっと力を入れることができるのではないかと思います。玉城町の方針として、住民と協働、共にじゃなしに協力してお互いに物をつくり上げていこうという協働ですけども、行政を進めておるといのが玉城町の基本方針だと私は認識しておりますが、地区連絡委員もそういうことで設置されておりますが、これは職員が自治区なり、いろんな団体に入って行って、区長や住民のニーズを汲み取り、言葉を交わしお互いの意思疎通を図ることから、協働作業が始まるものと考えています。

まさに人間、マンパワーが必要だと思うわけです。しかし、現実には類似団体に比較しても、職員が少ないこともあり、議会等で提案されたいろいろなことがありますけども、実行に移したいと思っていても、移せないというか、何か難しいジレンマがあるのではないかと感じるわけです。冒頭にもアウトソーシングと言ったわけですが、そういう行政改革をしていただいて、もう少し課を細分化する考えは持ってないのかどうか、そうなりますときめ細かくなりますと、住民サービスもできますので、その点、この課の細分化、部長制というふうに感じたところから、もっと細かく分けていただくという、そういうお考えはありませんでしょうか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一 君。

○町長（辻村 修一） 現在までも、やはり玉城町として平成の合併で、合併をしなかった。そして、町としてより自主自立で、住民サービスをしていかなければならんというところでの、それぞれ町民の皆さん方の理解、そして、職員の頑張りというところが大事なんだというところで、今日に至ってきたわけでありまして、やはり簡素化、あるいはより効率の良い体制ということを目指しながら、そしてそんな中でより高い住民サービスをできるような、そんな取り組みを少しずつ進めさせていただく。そういう改革を進めさせていただいてきたのではないかと考えています。

やはり、議員もお話のように、珍しく役場を中心にいたしましてから、半径6キロの中に、よく言いますけども入る、本当に行政効率のいいコンパクトな町でありますから、しかもそんな中で、いろんな先人から素晴らしいインフラが整えられてまいりましたから、やはり少数精鋭で、よりそれぞれが責任を持ちながら連携をして、そして、それぞれが力を発揮していく。こういうふうな考え方で進めていくことが、さらに玉城町として自主自立しながら、持続して発展をしていくための大本ではないかと考えておる次第であります。

今の時点で、私の考え方といたしまして、細分化をして進めていくということは持っておりません。

○議長（風口 尚） 2番 北 守 君。

○2番（北 守） 町長とそこら辺の答弁、細分化しない考え、合併からやっぱり単独で生き残ってきたという玉城町というのは、やっぱりある意味すばらしい町だと、ある意味思うんですけども、職員数がさっきも言うたように絞り過ぎますと、何人絞ったかということも、一番前段に聞いたんですけども、絞り過ぎると、やっぱり人と人とのつきあい、これが役場の最大のサービスの原点やないかと、私は思うわけです。

それで、事あるごとに自治区にということ、いろいろとお話があるわけですが、自治区の皆さんも自助、共助、公助ということは、住民の間では定着しておると、もう広がってきておると私は思います。それにしても、やっぱりそこに働いてくれる職員さんが、もう少し居てくれると、いわゆる行政改革、機構改革をうまく推し進めさせていただくと、役場のいわゆる基本方針にもあります協働、共に協力して働いていこうという、

そういう力が何倍にも働いていくんじゃないかと、こう思うわけです。

最後の質問でございますけども、今の到達点で結構ですので、平成 27 年度までの計画となっております第 2 次行政改革プランの進捗状況が、どのように進んでおるのかお聞きします。

○議長（風口 尚） 総務課長 林 裕紀 君。

○総務課長（林 裕紀） 先ほどちょっと答弁をさせていただいたのですが、第 2 次の玉城町定員適正化計画に基づく、27 年度までの目標値は既に達成しておるということでございますので、今後はこの計画の中には、職員の配置を部門別と申しますか、大きな形で捉えておりますので、27 年度までですが、なるべく近いうちにもっと細分化した各課の中の細かい業務、振り直しながら、今後の総合計画の後期もつくっていく中で、どのようにして職員を配置していくのが、一番適正化になるのかというのを検討して、また見直ししていきたいと、このように考えております。以上です。

○議長（風口 尚） 2 番 北 守 君

○2 番（北 守） 目標は既に達成しておるということで、あとはちょっと行財政改革プランがあまりにもちょっと内容が、ちょっと雑駁なんかだと、私の印象では思いますが、いわゆる今、総務課長が言うていただいたように、後期総合計画のほうに、これが反映していきたいということで、お聞きしましたので、よろしく願いいたします。

それから、今後も行財政改革というのは、当然どこの町もやっておりますし、それで玉城町も合併をせずに頑張っておられる町として、機構改革をさらに進化させていただいて、よりベターな方向で考えていってほしいと思います。

さて、よく役場の仕事と民間企業との比較される方がおられます。役場の場合はコストだけで判断すべきでないと考えます。対住民という、今、一番最初、冒頭町長が言うていただきました住民の顔が見えるという、対住民という、住民サービスという大きな目標があります。根本的に民間企業とそこが仕事の内容が違っていると、私は思っております。最大の成果といたしまして、そこに出てくる最大の成果、いわゆる住民が安心、安全、住みやすさなどのサービスの向上にあり、私はそこでもう一度同じことを言うようですが、マンパワーが今は欠けておるのではないかとということで、必要やないかとということで、役場の仕事の場合は、数字では表せないと思います。冒頭にも述べましたように、町長選を控えて、今の町長に現町長にあえて、このような質問しとるとということについては、行財政改革プランというプランがある以上は、新しい町長が決まったとしても、今後、これは町の方針ですので守っていただきたいと、こういう思いから質問をさせていただいたわけで、ご理解願いたいと思います。住民の皆さんもよく見ていらっしゃいます。役場に來られて気持ちよく、要件を済ませてもらえるよう、何卒接遇をよろしく願いしたいと思います。また、従来から窓口のアウトソーシングをはじめ外部委託の研究をし、実行できるところから実行していただいておりますが、ぜひ役場

窓口にもアウトソーシング、これ冒頭考えていないということでしたが、アウトソーシングや課の細分化、これも今は考えていないということですので、はじめとした、これは一つの例ですので、機構改革を実現するように、行財政改革プランに沿った改革の継続をお願いして、私の質問をこれで終わらせていただきます。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一 君。

○町長（辻村 修一） 北議員のご質問に対して語弊があるといけませんので、改めてお話をさせていただきたいと思っておりますけども、やはり組織の細分化というご質問でありますけども、やはり町の課題解決、あるいは町を取り巻くいろんな環境が、もう次から次へと早いスピードで変化をしてきておりますから、それに柔軟に対応できるということは常に私は要ると思っております。そんな中で、やはりより効率よく、そして、それぞれで組織の枠を超えた協力体制と、こういうものが常に要るのではないかと考えておりました、そんな中でより質の高い住民サービスに取り組んでいくということが大事だと思っております。以上です。

○議長（風口 尚） 2番 北 守 君。

○2番（北 守） 質問が終わったあとで、町長さんがおっしゃっていただいたんですけども、いわゆる質の高い行政効率のよいことをしていただくということですので、これは是非お願いしたいと思っております。冒頭にも言いましたように、職員数も含めて機構改革の中に入れていただきたいということで、私の質問を終わります。

○議長（風口 尚） 以上で、2番 北守君の質問は終わりました。

ここで10分間の休憩をいたします

（午前10時29分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（風口 尚） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、7番 奥川直人君の質問を許します。

7番 奥川 直人 君。

《7番 奥川 直人 議員》

○7番（奥川 直人） それでは、ただいま議長のお許しを得ましたので、今回の一般質問につきましては、2点質問させていただきます。1点は、一般廃棄物処理事業等の合理化に関する特別措置法について、2番目が玉城町の産業振興について、この2点をお聞きします。

先ほど、北議員さんからの質問にも、多少これは関連してくるかと思っております。役場職員、体制含めて簡素化してきて、その成果が出てくるということでもございました。そういった中でも、こういった課題があるということも、私の一般質問の中でお話をしていきたいとこのように思っております。

それでは、一般廃棄物処理事業等の合理化に関する特別措置法について質問します。この法律は昭和 50 年に定められた法律でありまして、一般廃棄物処理事業等の合理化に関する特別措置法となっています。この法に基づく玉城町の対応おくれ、それに伴う来年、平成 26 年の課題と、そして、この遅れをどう挽回していくかということをお聞きをしていきたいと、このように思います。

先ほど申しましたように、この法律は昭和 50 年に制定されまして、一般的には合特法とこのように呼ばれております。この法律が玉城町では、作成がされておられません。住民生活や行政の計画、それに余分な労力や経費がかかるのではないかと、このように心配をしまして、一般質問をいたすわけであります。

まずこの法律については、現在、町内に 2 社のし尿処理業者、一般廃棄物処理をしていただく業者の方が 2 社ございます。し尿処理業者が昭和の中頃から衛生法と呼ばれる法律に基づき、これは行政に変わって汚物を衛生的に処理し、町の生活環境を清潔にすることによって公衆衛生の向上を図ることを目的に、今日までお世話になってきたわけであります。

しかし、町民の皆さんご存じのように、来年、再来年、平成 27 年完了予定の公共下水道や既に完了している下外城田地区の農業集落排水事業で汲取業、または浄化槽の管理が不用となってくるわけであります。このし尿処理業者の経営に大きな影響を及ぼすこと。また、現在、下水道が整備されない地域もあることから、今後やはりこの業者の方々には継続し、私たちの住民生活に密着するし尿の適切処理が今後も継続することも必要となってきました。

国としまして、このような社会基盤の変化に対しまして、昭和 50 年に今後普及する下水道整備によって、し尿処理業者の事業経営に影響を及ぼすであろうことから、受ける影響を緩和させ、新しい事業への転換及び規模の適正化を図ることを、市町村に対しし尿処理業者を支援するための合理化学業計画を自治体の状況に応じて策定せよと。こういう法律を行政に義務付けたわけであります。

それを受けて三重県でも、この国の法律を受けまして、平成 10 年下水道整備等に伴う合理化基本指針が各市町村長に、県の指針として通達がされておるわけであります。そのポイントとしましては、三重県内の各市町村の下水道計画の実情に応じた計画を策定すること。2 番目が、下水道整備について、その具体的な方針や見通しが明らかになった、できるだけ早い時期にということでもあります。そして、玉城町においては、結果から申しますと、下水道事業、これは平成 7 年ころから始まって、来年、再来年に、27 年に下水道工事がもう完了すると。この時点においても、この計画ができてない。ここが問題だと、私は思っております。

しかしながら、玉城町としてこの計画の必要性は、平成 18 年第 4 次総合計画にも、下水道整備に伴う処理業者の合理化に対応するため、合理化学業計画の策定を行いますということで明記されておるわけです。そして、現在まで 9 年間、放置をされてきたと。

もう公共下水道の完成間近で、し尿処理業者2社の行く末、また住民生活に密着するし尿処理の適正処理の今後についての計画ができてないと、こういうことであります。

要するにわかりやすくもう一度言いますと、今まで2社のし尿処理業者が、行政にかわってし尿処理を行ってきたが、公共下水道整備に伴い業務量が減り、経営が圧迫される。このことを未然に緩和するために、平成10年に国の指針に基づいて、三重県からも各市町村長にし尿処理業者への支援を目的とした合理化計画の策定が指示をされております。

また、8年前の町の総合計画、ちょうど辻村町長が就任された時でありますけれども、玉城町の計画でもつくるということが明言されておりながら、この計画が策定しておらず、今、切羽詰まった状態になっている。こういう状況であります。議会の責任回避をするわけではありませんが、5年前から議会としても、再三このことをお願いしてきている状況でもあります。

そこで町長、玉城町は既に町内全域、下水道の供用開始となるわけではありますが、先ほど申し上げたし尿処理業者の支援の合理化計画、今だ、できておらないわけではありますが、玉城町として大きな課題と思います。町長の認識、それと何故遅れたのかということ、議会としても、えらい申し訳ない、遅れているんですということでは済まないというので、何故できなかったのかということをお聞きいたします。

○町長(辻村 修一) 7番 奥川直人君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村 修一 君。

○町長(辻村 修一) 奥川議員から、まずは一般廃棄物処理事業等の合理化に関する特別措置法についてのご質問を賜りました。このことは、今までも議会の中でもご質問をいただいたり、そして、その経過等を委員会、懇談会でも報告をさせていただいたり、いろいろ議員の皆さん方も大変ご心配をいただいております。

奥川議員のずうっと経過等、法のこと説明をいただきましたけれども、まずは大変町といたしまして、町民の皆さん方のご理解の中で、平成27年度ぐらいの予定では、珍しく町全域に、下水道がほぼ完備できるという、大変早く進めていただいたと、こんなふうに思っておる次第でございます。当然ながら、今まで一般廃棄物処理業の方々には、その業務が少なくなっていくわけでありますから、支障が生じていくということになるわけでありまして、今も説明のありましたように、昭和50年議員立法により選定をされました下水道の整備等に関する一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、いわゆる合特法でありますけれども、下水道の整備等により経営基盤に著しい変化が生じることとなる、一般廃棄物処理業について影響の緩和、経営の近代化、規模の適正化を図るための計画を策定し実施推進することにより、業務の安定と廃棄物の適正処理に期することを目的に定められたと、こういうものであります。

合理化計画には、経営の基盤となる諸条件の変化の見通し、そして、事業の転換並びに経営の近代化及び規模の適正化に関する事項、業務の縮小または廃止を余儀なくされ

る業者に対して資金上の措置などを定めることとしておるといこととであります。合理化計画の実施に対して国は市町村に対する資金の融通、斡旋、そういった援助に努めることと定められておるといこととありますし、また、三重県でも平成 11 年に合理化問題に関する基本協定書が結ばれているといこととでございます。具体的な事項について定められておるといこととありまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律には、し尿等の一般廃棄物の処理は市町村の責務といことと定められております。法の第 6 条の 2 第 1 項といこととでございます。

議員からの町としての認識でありますけれども、これは既に町のこのことは、法に基づいて処理をしていかなければならない課題だと認識をしておりまして、そして、その都度、現在までの議員の皆さん方にも状況を報告させていただいておる。いこととでございます。遅れた部分といこととご指摘がありますけれども、既にいこととどういう業務が、相手の 2 業者の皆さんが望んでおられるかといことと話し合いを進めて、一部、古紙等についてはお願いをしてきたといことと、議会としてご理解の中で、今進んでおるといこととでございます。

しかし、当然いこととこのことにつきましたは、町の課題といこととよりも、当然いこととこうした法に基づいて処理をしていかなければならないわけでありまして、今後も議員の皆さん方との協議、ご意見を賜わりながら進めさせていただきたいと思っておる次第です。以上でございます。

○議長（風口 尚） 7 番 奥川 直人 君。

○7 番（奥川 直人） 町長、遅れた理由を、何故 9 年間遅れてきたのか、この理由をお聞きをしています、すいませんが。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一 君。

○町長（辻村 修一） 下水道が玉城町の場合には、まずはフレックスで田丸の 190ha、あるいはその次には、それ以外のところの 25 年から供用した部分といこととところ、そして、さらに周辺の 6 地区のところといことと形で、大きく三つに分かれてスタートしてきております。もう一つは集落排水といこととすることがありましたですけど、いこととそういうところでの具体的にいこととそうした業務量が、いこととどういう形に減少していくのかといことと、そしてやはり 2 業者の方とのいこととろんな考え方についての意見調整といことと、いこととそういう部分で現在に至っておる状況です。

○議長（風口 尚） 7 番 奥川 直人 君。

○7 番（奥川 直人） 先ほど町長がおっしゃられましたように、この下水道整備計画はきちっと計画通り進んできているわけです。ですから、計画をつくる段階、めどが立った段階で、いこととこういう合特法を整備せよといこととの遅れを私は聞いておるわけで、何故それが 9 年間、県から指示されて 9 年、それで自ら町長になられた時の計画もあるわけですから、それが何故できなかったといこととのを聞いているので、そこをお答えください。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一 君。

○町長（辻村 修一） この法律はそのことによって支障が生じる業者の方々とも十分な話し合いということが、まず前提でありますから、その話し合いの中で、なかなか進行していかなかったというのが、現在に至っておるという理由でございます。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人 君。

○7番（奥川 直人） と言いますと、行政としてはそういう話を持ちかけたけれども、業者と話がつかなくて、9年間遅れたと。これは議事録に残りますが、これでよろしいですね。

では、次へいきます。この計画はいつできるんですか。計画って、議会の了解ももろて、いろんなことを進めようというんですけども、計画はあってどうするかということでない、地域のし尿処理が本当に、今後きちっとできるのかということもありますし、これに対して余分な費用がかからないのかということもあるんで、その計画策定、これはいつできるんですか。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村 元紀 君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 奥川議員おっしゃってみえますように、本来ですと早い時期、当然、下水道の計画ができた段階あたりで、計画策定にとりかかるところを今日まで遅れておるようなことになっております。ただ今年度の予算にも、12月で提案させていただいております合理化計画の策定業務委託をさせていただいております。この部分につきましては、合理化計画を策定する、まず第一段階的な部分というんですか、将来の減少見込量のあたりを、今、遅れてはおりますけども、推計をさせていただくと、その減少量に応じた中で、今後のどのような支援を行っていくかという部分を、今後作くらさせていただきますところでございます。

この推計の量につきましては、今年度末には一応完成する予定をしておりますので、その量をもちまして、2業者のほうと今後お話を進めさせていただき、支援策の方向を決めさせていただくという格好になってきてございますので、26年度の早期に作成はしたいと考えておりますけども、相手の業者さんとの合意形成ができなければ、この計画自体は作成はできませんので、早急に進めたいという認識は持っております。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人 君。

○7番（奥川 直人） そうしますと、この合理化計画を作っていくということの考え方は、行政としては整理できているのですか。いろんな支援策なり、こういうものが。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村 元紀 君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 三重県のほうで、平成11年3月に、協定書というのが結ばれておまして、合理化問題に関する基本協定、こちらの中で県の市長会、町村会、それからあと清掃協会が入って、あと環境整備組合、それとあと立会人といったしまして、三重県の副知事が合意した協定がございまして、こちらの中に支援の方法につきましては、原則いろんな全国的には金銭的な部分での補償部分であるとか、あと代替業務の提供ということがございますけども、こちらの中には原則的には、代替業務での支援を

するという事に決まっております。

また、その代替業務が実績の支援にならない場合については、金銭的な支援等を合わせて支援を検討するとなっておりますので、方針に従って中で今後2業者のほうと詰めを行いまして、代替業務等の選定をさせていただきたいと考えております。

○議長(風口 尚) 7番 奥川 直人 君。

○7番(奥川 直人) ということで、一応町長もそれを了解して、当然ですね、超責任者ですから、そういう形で代替業務を出していくということになっておる計画を、早期に来年度、4月以降早期に作るということです。この下水道の先ほど言いましたデータ分析を、今してもらっておるわけですね。47万3000円かけて委託をして、進めているということが、本来、私は不思議に思うのは、皆さんそういう業者さんに、玉城町のし尿処理を全部お任せしているわけです。そういった中で、今まで継続的に、何ていいですか、公共下水なり農集排をやってきたと。そうした量とかいうのは、自ら試算できないのかと。そうやってこんなもの、委託したかって、絶対100%合っているということはないいな。それから見れば、何故こういうことを自ら行政が、自分らが管理の問題ですから、委託せないかんのかと、これは、私はちょっと不思議に思いました。そういったことは、自らデータは極力、役場庁舎内でとって、細かいところまで気を使った数値にして、そこから政策を起こすということが望ましいのではないかと思います。

今、計画についてお聞きをしまして、だいたいわかってきたのですが、この計画が遅れたと、そういうことですね。これから作るということですから。現在、またこれから住民、そして行政にとって遅れたことが、どんな問題を生じるのかということをお聞きを、町長にしたいと思います。遅れているということは、事実そういうお答えもあつたし、それが今現在または今後、どういう課題が想定されるのかということ、遅れたことによって、町長にお聞きします。

○議長(風口 尚) 町長 辻村 修一 君。

○町長(辻村 修一) 遅れたことによって、どういう課題が出るかというのは、それは今、どういうことが想定されるのかということとは不明でありますけれども、やはり、このことは2業者さん、相手のあることでありますから、町としてそういうことで法に基づいて努めなければならないわけでありまして、一方的に進めるという問題ではないんです。あくまでも業者さんと十分な話し合いの中で進めていくということが基本でありますからは、そういうことで、これからも十分な話し合いをとりながら進めていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長(風口 尚) 7番 奥川 直人 君。

○7番(奥川 直人) だから、9年間あつたんです。9年間、もっと以前からこの話ではできたんですが、それをしてこなかったからということになるので、一方的に進めることはだめなんですか、これは。そこで、どんな話し合いをするかというマンパワー、住民サービス、先ほど北議員さんも言われましたけども、そういう部分の課題かもしれない

と、このように言えます。

想定、これからどういうことが起こり得るかということが想定できないという町長のお話であります。でも、これは現実に行っているわけです。これは今回、25年度に実施しなければならない事業がもうできないと、こうなっているわけです。保育所、中央公民館、小学校の公共施設のトイレの、今、下水道が繋げるのに繋がられないと。3月から繰越明許にして、今年度やる計画はもうできなくなったと、これまた余分な経費がかかると。町長ご存じですよ。

それともう1点、今まで古紙回収業務、これは今年度から12月補正があったのですが、伊勢の梅田さんにお世話になっていました。これが、今回2社になったということで、委託料3カ月で100万円余分にかかる。現状100万円余分にかかってくるということです。それで、来年度は収集業務に241万4000円かかっておったものが、652万8000円となりまして、400万円余分にかかってくる。その収集業務全体が1124万9000円の予算になっていますから、それを差し引くと472万円、これが何かで具体的には出てないですけども、何かで廃棄物処理にかかるということで、今年度からそういう課題もあるし、もう来年の計画の中にも、ちゃんとそれが盛り込まれておると。

それは計画ができたからじゃないですけども、計画ができてない以上は、こういうことは本当は大問題です。議会としても本来は、これは承認できない可能性もあるわけです。そして、また今後想定されること、これからですよ。この政策対策の遅れで、先ほど言いましたように、住民のし尿処理、これが適切に担保されるのか。要するに、今業者がしてもらっておる方々が、きちっと今後してくれるのかということも、これ計画の中に入りますということで、これに対してもまた余分なお金がかかるんじゃないかということで、議会も、そして住民の皆さんも多分これを聞いたら心配されることだと、このように思います。

公共下水道の接続が、もう原、朝久田、そして有田方面が接続されるわけです。この2年間でし尿処理業者の事業が激減をすると、これは目の前に迫っておるので、それに対する代替え、これは早急に検討する必要があると。当然検討されると思いますけど、話し合いの中でということで、こういう課題があるということに対して、町長のご認識は、私はわからんと、想定は不明だと、このように先ほどお答えいただいたのですが、私の言ったことは合っていますか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一 君。

○町長（辻村 修一） 何度も言っていますが、法に基づいて対応していかなければならんとなっています。そして、自治体としての支援が義務付けられておることでもありますから、町としてやはり負担が発生をするということは、これは当然のことでもありますし、そのことは理解をしていかなければいけませんし、また理解をしていただきたいと思っています。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村 元紀 君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 補償の関係の時期でございますけども、これにつきましては、本来ですと、平成 15 年から公共下水道のほうが供用開始をしておりますので、その時期に仮に合理化計画が策定されておったと推定しますと、それ以降、今年度途中からさせていただきました古紙・布類の収集運搬業務であるとか、そのあたりの業務は出ておったということになります。ですので、時期の遅れによる損失というのですか、その部分というのは、余り考えなくてもいいのではないかと思います。あとまた、全国的な例もみましても、横浜市、福山市、平塚市などにつきましては、十数年経過した後には補償をしておるといふ例もございますし、その後の今回さつきおっしゃっていただいた金額でございますけども、その辺りについては全国的な例をみますと、1社あたり何千万という格好での金銭補償をしておるところもございますし、それに伴う代替業務を提供しておるものにつきましては、仮に全国のだいたいの平均が 3000 万円程度でしておるといふ数値も持っておるわけですけども、その利益率を 10%と考えた場合につきましては、1社あたりですから 10 倍、10%の利益率ということですから、業務的には 3 億程度の業務量の算定ということも出されておりますので、今の段階で出ておる数字が決してそれほど大きいものでもない。また補償の計画策定の時期が遅れたことによる損失というのは、今のところ考えなくてもいいのではないかと推計はしております。

現在、2 業者の経営を圧迫し続けてきた中に対して、それにつきましては町として、当然補償していくべきものもあるかと考えております。

○議長（風口 尚） 7 番 奥川 直人 君。

○7 番（奥川 直人） いろいろ答弁もいただきまして、まず町長の法に基づいて進めるのですが、これが法に基づいてないから、私は一つ言っているということです。法に基づいていたら、こんな質問しませんから、貴重な一般質問の場に、こういうことしていません。

それと、中村課長おっしゃられましたけども、本来、玉城町としてどうするのかと、僕は聞いておるのです。これでいいのかと、だから、他の市町と比較してどうだということとは聞いてないわけ、今現在まさに迫ったこの対応に対して、どうするやと、いかに正当化しているように思いますけども、そんなちょっとも正当じゃないです。それは参考に、そういうことも参考にするけども、こういう議会の場でそういうことを参考にし、ここはこうだとかいう問題じゃ、私はないと思います。私は、玉城町の中村課長の考え、町長の考えを聞いておるわけですから、その辺はしっかりと質問者の意向も理解してもらって、答えていただきたいと思います。

では、次へいきます。町長のそういう認識で、結果的にはこういった大きな現状、現実的に目に見えてきているわけでありまして。これは、要するに計画にないイレギュラーですよね、計画にないものは当然できないんだから、いうことですからイレギュラーですから、これは大変な問題です。予算が執行できないということになりますから、重大な課題であります。

ところで、町長も前にお座りの役場の幹部の皆さんに、ちょっと質問したいんです。質問はみなできないのですが、これは皆さん絶対ご存じなんです、このことは。それぞれ生活福祉は林さんも、田畑課長も、以前やっておったと、こういう課題をずっと持ってきているわけです。これ他の方も皆さんそうです。そして、全て皆さん全員が総合計画で、誰もが安心して元気に暮らせる町ふるさと玉城をめざすとおっしゃておる、皆さんは。計画作って、その実現に向けて、力を合わせ、知恵を出して、総合力を発揮し、税を有効に使い、町の発展や住民の生活を守る。この役割を皆さんが、本来は果たしていただかないといけないわけであります。

議会からも提起しているように、皆さん、各課長さんもこのことは十分ご存じだと、それで皆さんは町長に課題提起されてないのかどうかというのを、僕は聞きたかったのです。町長これえらい遅れておるけど、早くやらないかんということが、誰が口火を切って、これをやるというふうにしているのかということ、皆さん黙って何も言わないから、町長がやっとこれをやらない間といわれたのか、その辺を町長にお聞きします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一 君。

○町長（辻村 修一） このことは、何度も聞いていただいております。聞いてもろとる話ですよ。他の議員さんからも質問いただいておりますし、どうしていくのかというご心配のことも議会でありましたから、所管委員会や懇談会で説明していますし、それは町としてのこのことも、あるいは他の課題もたくさんあるわけでありますから、それをそれならある程度計画して、一緒のところまで解決をしていく目標を立てるんだという、それぞれ内部的な意見交換というものも、やはり当然持ちながら予算に反映し、そしてそれは議会で提案し、議会で認めていただいて、そして、執行していく。これが行政運営のスタンスでありますから、それは常にこのことに限らず、すべての面において、そういうところでそれぞれの所管の担当者は責任をもって職務にあたってくれておると思っています。以上です。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人 君。

○7番（奥川 直人） 行政運営のスタンスですが、私たちは議会運営のスタンスで、話をさせてもらってしまして、いろいろ話しているけれども、僕たちは、僕たちは、住民の皆さんがベースです。執行していくということじゃないのです。その執行しているのが良いのか悪いのか、そして、課題は何だと。そして、そういうところに問題があれば、こういう場でしっかり決着をつけると、本来決着つけたいと。認識がないのであれば、皆さん方に認識持ってもらって、やっぱり早せないかんなど、もっと力を合わせてやろうというものを、この場でお願いをしつつ質問をしとるわけでありますから、その辺は理解をいただきたいと思っております。今、述べた課題をずっと話をしてきました。計画は作る、でも来年早々だと、しかしながら、いっぱい業務の遅れ、それと予算が余分にかかってくるということは事実です、これは。それで、この計画を作る時期について、もう一度町長にお聞きしたいのですが、他にも私、計画もつとるんですよ、他の市町の。で

も、作ろうと思ったら、作れるのです、これ。後は業者さんがどうかということですが、それは時間があつただろうと言いたいことですが、その辺の折り合いをつけて、それは町長なり、担当課長でできるのかどうかわかりませんが、めどというのがありますか。来年度早い段階という答弁をいただいていますけども。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村 元紀 君

○生活福祉課長（中村 元紀） 合特法に基づく合理化計画というのは、全国的にもその法にあつた計画を定められておる市町村というのは、全国的にみても少ない格好になっております。ただ今、各市町で定められています合理化計画につきましては、合特法の趣旨に則つた精神を、趣旨を尊重した計画になっておるかと思ひますので、玉城町につきましても、同様に合理化計画を合特法に則つた計画ではなく、合理化計画の趣旨を尊重した計画を策定させていただくというふうを考えております。ですので、前段に法に則つたことをやれということですが、今、考えております計画というのは、法の趣旨を尊重した計画をつくらせていただく予定をさせていただいております。

できましたら、27年度には作らないと、26年度中の早期に作りたいたいわけですが、27年までには作らないといけないという考え方を持っております。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人 君。

○7番（奥川 直人） そうすると、まだ1年先になるわけですね。そうですか。そうしたら、それは例えば、いろんな施策があるわけです。処理業者に支援をしていくとなりますと、代替えというの、どんなものを考えて、それは現実的にあるわけですから、例えば代替業務といへば、ごみ収集するのであれば、パッカー車がいるとか、町長、ごみ収集しようと思うと、パッカー車が要る、トラックが要るわ、そういった投資も支援をするのかどうか。さらに現状をみても、今現在 1000 万円近いものが、来年の予算に入っておるわけですから、そういうことをすると一体いくらぐらいになるのかと、どんな支援をするのか。どうお考えですか、その辺は。そういったことをしてかないと、いくら仕事があつても、そういう収集はできないと、こうならないのですか、町長。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一 君。

○町長（辻村 修一） このことも本会議で、自分がおっしゃりたいということも伺っておりますけども、いろいろ説明は申し上げておることで、繰り返しになりますけども、まずは業者さんがどういう業務を希望なさってみえるのか、こういうことがまず基になって、そして話し合いを進めていくということでございますので、よろしく願ひします。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村 元紀 君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 県の定めましたガイドラインのほうにつきましても、当然、代替業務の遂行については、責任を持って行うものとするという格好に書いてございますし、合わせて業者、2業者さんのほうにもついても、自助努力を求めると明記されておりますので、その辺りを今後詰めさせていただきたいというところでございます。

どこまでの部分を支援するかということは、今後詰めさせていただき予定でございます。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人 君。

○7番（奥川 直人） わかりました。随分期待しておったより遅いということで、ますます費用が余分にかかってくると思われまます。26年度の予算の中で、先ほど申しましたように、古紙回集以外に470万ぐらい余分にかかってくるわけですが、これは具体的にどういうことを計画されて入れられておるのですか。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村 元紀 君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 内容につきましては、まだ2業者さんとの合意は得られてないわけですが、今現在の段階で、ビンの関係、その辺りを出させていただきな格好で予算計上をさせていただいております。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人 君。

○7番（奥川 直人） 業者さんと交渉するというので、余りこういう場で、これやこれやと公開はできないという部分も、交渉のネタですから、あるのかなと思います。このビンというのは、今は菊狭間の組合が集めているのじゃないですか。確認をしたいと思います。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村 元紀 君。

○生活福祉課長（中村 元紀） そのとおり菊狭間清掃組合のところで、現在収集を行っております。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人 君。

○7番（奥川 直人） ということは、町長もご存じだと思いますけども、ビンが出たので菊狭間になったということですけども、今、明和町と玉城町で、明和町が約6,000万円、玉城町が5000万円の一部事務組合で運営をしておることになります。それで、その5000万円は6名か7名か職員がおられて、その仕事を、その菊狭間のごみ収集を各地区の住民の皆さんご存じですけども、それを収集する業務にあたっていると。ごみ収集の仕事がこちらの471万円の分が、じゃあ菊狭間の業務から外すことにならないと、そういうことは実現できないわけでありまますから、そうすると菊狭間の仕事量が減ると、その471万円分。それでいいのかどうか、確認したいと思います。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村 元紀 君。

○生活福祉課長（中村 元紀） おっしゃるとおりでございます。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人 君。

○7番（奥川 直人） ということは、菊狭間を運営するのに、玉城町として、一応約5000万円出していますけども、その金額は減らない、減らせませんよね、これは。余分に菊狭間の仕事がビンの分だけ楽になって、余分に2社のほうに仕事が行くと、そうなりますと、これは明和町と玉城町で、合同でやっていますから、玉城町の仕事が同じ仕事をしていても楽で、明和町が従来の仕事どおりだと、現実こうなるわけです。1週間に1回分回らなくていい、こういう時に人が遊ぶということはよろしいんですか、町長。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村 元紀 君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 現在、業務が減りましたら、余剰人員が出てくるということで考えております。その部分につきまして、今の菊狭間のほうとお話し合いをさせていただいておるところでございますけれども、明和町ではやっていない、玉城町独自の業務等をやっていただきたいということで、今、事務レベルでは詰めさせていただいておるところでございます。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人 君。

○7番（奥川 直人） そうしますと、あれは一部事務組合の職場です。一部事務組合として合同でやっておるところに、玉城町独自の仕事を持っていけるのかどうかと、そういう組合の組織の中で、基本的には明和町なり合意をどう得るかということになるのですけれども、そういう何とか運営規則とかいうのに当てはまるのですか。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村 元紀 君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 今の規則の中で行える範囲の業務の中で、今、検討をさせていただいておるところでございます。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人 君。

○7番（奥川 直人） ということで、これは多岐にわたる課題だということでありまして。計画が遅れたということで、交渉がこれからされるわけですが、業者さんと。その遅れたことによって、現状計画が予算が執行できない部分がある、またそしてなにおかつ菊狭間、一部事務組合にも、そういった迷惑といいますか、いうのもかかってくるという状況であるという現状認識をさせていただきました。これは早期にやっていただくということと、町長が就任当初からやるという計画で、9年もおいてきた課題だということですので、是非、次回当選してもらって、これを引き継いで早急に解決していただくということをお願いしたいと、このように思います。

先ほど業者さんのお話を聞きました。この計画作り、これは当然、行政と業者のお互いの実態にあった計画でなくてはいけません。じゃあ、これをといて直ぐに代替業務はないですし、これは合特法の計画に基づいて進めなければいけないと。まあよく言われます一喜一憂ではできない課題と思いますので、できれば幹部の皆さん力を合わせて、なるべく早くこれができるようにお願いしたいと思います。

最後に一言、これはこの質問に対して最後ですが、要するに法律がきちりできてない。前回は教育委員会でも言いましたけども、地方教育行政法の27条、これもきちりできないという事もありました。これからそういったことも、しっかり基本を忘れ内で進めていただきたいと、このように思います。

それでは、続けまして、2番目の質問に入ります。玉城町の産業振興政策についてお聞きをしたいと思います。先日、玉城町の玉城フェア、最大に行われ来場者も多くて大成功であったと。関係者の皆さんには敬意を表しておきたいと、このように思います。

3町連携というのは、今からちょうど3年前に、私もこの場で提案をさせてもらいま

して、産業を活用してということで、提案をさせてもらっておったので、これが今、軌道に乗って、こういうふうには各玉城、度会、南伊勢町が連携して、産業振興に対して活動をされておるということで、非常に嬉しく思っていますので、是非、今後とも成功をさせていただくようにお願いしたいと思います。

玉城町の産業振興は、多義わたります。これはどこでも一緒かと思えますけども、農業振興、商業振興、工業、そして建設業、すべてに地域住民の生活がかかっています。これらの産業の振興は、住民の雇用の問題、所得の問題、働きがいの問題、生きがいの問題など、地域活性化のもっとも重要な政策であり、スローガンにあります誰もが安心して元気に暮らせる町ふるさと玉城のスローガンそのものであるわけであります。まずそこで、総合計画でうたっております産業連携により、地域経済を活気づける、このことは以前から行政に私も提案してきておるわけですが、商業振興で12月にも申しましたが、商業・農業連携によって町内での商品購入、消費をめざす地域通貨券の導入の提案をしていますが、地域活性化をめざす玉城町としては、非常に条件が揃っていると、このことに対して行政の皆さんのやる気といいますか、継続して検討されておるのか、これを何とかものにしようという気持ちはあるのか、お聞きをします。

○議長（風口 尚） 産業振興課長 田間 宏紀 君。

○産業振興課長（田間 宏紀） 農業と商業との連携ということで、2点、農地・水の活動組織の部分の活用、そして、それが商業との連携につながるということで、ご提案もいただいております。まずもって農地・水の活動組織の皆さん方につきましては、昨年、履行確認という手続き上の時にアンケートと、意向のほうを地域通貨券に対します確認のほうを、ヒアリングのほうでさせていただいております。当時、17団体の中でございますが、現在もやっておるもしくは検討という団体のほうが4団体というところでございました。農地・水の活動組織の皆さん方には、本来ですと、今年度、秋に意見交換等をさせていただく予定をしておったのですが、国策のほうが大きく変更されまして、日本型直接支払制度というのが、昨年秋に発表されました。それがどういうものになっていくかということから、なかなか意見交換会をできずにしておるところがございました。

ようようあらかたのラインが見えてきたところでございますが、なかなか現在の組織がどのような形で移行するのかということが、まだ細部にわたって明確化されておられません。ですので、おそらくこの3月末、もしくは4月には、はっきりとしてくるのではないかと考えておりますので、この段階で活動組織の皆さん方、代表の方になると思うんですけども、お集まりをいただき、その中でも、以前から課題にしております、玉城町の統一した活動の取り組みの中の一つということも含めて、この地域通貨券の活用につきましても、ご意見を賜った中で考えていきたいと考えておるところでございますし、また、もう一方、これを利用というんですか、通貨を発行する側の商業の部分でございませう。

この商業のほうの部分につきましても、やはり受入体制の中で、課題が相当ございます。例えばそれを換金する場合の手数料をどうするのかという問題、また換金方法については事務局をもって、どのような形ですのかという問題、そして、地域通貨券、商品券という部分になりますので、やはり紙幣類似証券取締法なり、前払商標法という法律的な問題もございます。それをクリアーしていこうとすると、例えば機関をどうもっていくこと、そして、一番大きな課題といたしましては、発行する側の流通金額、これがいかになるのかということが、一番大きな問題になってくると考えております。

他につきましても、以前、議会のほうからもいろいろご意見をいただいております、玉城町商工会のほうに、私のほうから申し出を行い、検討を依頼いたしておる部分があるのですが、なかなかまだ進展をしていないというのが現状でございます。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人 君。

○7番（奥川 直人） 最近、非常に地域通貨券って普及しています。いろんなところで、新聞記事にも出たりしていますので、その田間課長のおっしゃる課題は、よくわかるんです。一般的な課題で、それで、行政も行政の国の制度も変わると。でも、それは今現状でもやろうと思ったらできる、制度が変わろうと、これは変わる、変わっても玉城がやろうと思えば、そういうことをやるんだと思えばできるんです。

それで、課題をいくら並べたって、それはその課題を解決するための動きをしておるのかという、でないとい誰も乗りませんよね。そういうことを調査して、こういう時はこういうことをやればできる、こうすればこれは解決できると動きはかかっているのか、もう一度お聞きします。

○議長（風口 尚） 産業振興課長 田間 宏紀 君。

○産業振興課長（田間 宏紀） 地域通貨券につきましては、色々使い方利用というのがあろうかと思えます。今、私いったん申し上げました農地活動組織の部分で申し上げましたが、これらをもっと循環型、町内の循環型にさせる方法もありますし、例えば福祉のボランティアの中での活用というもの、これらにつきましても全国的には活用されておると先進地事例もあろうかと思えます。ですので、これらをやっていこうとすると、やはり実際、商品券発行する側の取り組み、また利用する側がいかに使うかということが、一番ネックになってきていますので、ここら辺が進まないといくら行政がやるという話をして進んできませんので、意識の醸成というのを、やはりつくっていくことが一番重要であると考えております。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人 君。

○7番（奥川 直人） そういう意識の醸成といいますか、地域の皆さん、ご利用いただく皆さんの声を聞くというのが重要なんで、課長の言われるのはよくわかるのだけど、それをやろうとする熱意を、何とかしてやり遂げやないかんというものが、本来あればと思えますので、是非そういった熱意を持ってもらって、玉城町独自の何かそういうものができるように、よろしくお願ひしたいと思います。時間があと5分という表示が出

ましたので、あとちょっと余り時間がないので、あと農業政策、これは先ほどおっしゃられていましたけども、前議員さんもおっしゃられていました。非常にきめ細かくやっ
ていかないと、この農業政策というのは進まないと私も認識しています。TPPとか、
いま生産調整が廃止になるという現状を、ますますこの玉城町の農業をどう考えていく
かということは、産業振興の重要なテーマであると。今まで玉城町の農業で、この玉城
町は支えられてきたということでありますから、そこをいかに玉城町らしく守るかとい
うことが、産業振興課の重要なテーマであります。

それで、まずいろんなイベントとか、いろんな形で産業振興課はやっていただいて、
本当に農業振興、地に足ついた農業振興はできているのかということ、あまりたぶん
我々の認識でも、忙しそうやな、田間君は。ということになっていますので、何か上滑
りになってないかなということでもあります。要するに、玉城町の農業は水田、これにつ
いて課題をどう把握するかということが、生産者、耕作者の皆さんの考え方、そして、
担い手さんの考え方、将来。こういうものを、どうつかんでいるかということが、施策
のポイントになるわけです。ですから、そういう課題収集というのは、どんな形でやら
れておるのか、これをまず聞きます。

○議長（風口 尚） 産業振興課長 田間 宏紀 君。

○産業振興課長（田間 宏紀） 課題につきましては、まずもって大きな組織といたしま
して、農業再生協議会というものを持っております。この構成員といたしまして、県の
普及員なりJAさん、また担い手の方、農業委員さんが入った形の中で、協議会を設置
をさせて協議をしておると。個別の組織といたしまして、例えば担い手の対策につつま
してのところに つきましても、担い手の皆さん方に一堂にお集まりをいただき、その中
でも玉城町の独自政策の問題、単独での事業の育成事業の事なり、今、国策で行われて
おります青年就農給付金の取り組み等につきましても、意見交換をさせて頂いた中で課
題等につきましても、拾い上げて検討をしておる状況でございますし、また、特に農業
の部分に関しましては、月1回営農会議という形で、JAさん、普及、町、そしてまた
農業共済等が入りながら、意見交換を常にさせていただいておる状況でございます。以上
でございます。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人 君。

○7番（奥川 直人） 担い手が一堂に集まる会議というのは、年に何回で、出席者はど
れぐらいおられるのですか。

○議長（風口 尚） 産業振興課長 田間 宏紀 君。

○産業振興課長（田間 宏紀） 年に、今、手元に資料を持ち合わせないので、申し訳な
いのですが、昨年1回は開催をさせていただいております。出席者につきましても、
完全全員出席ではありませんけども、ほとんどの皆さん方が出席をいただいております
という状況でございますので、これにつきましては、また後刻、資料のほうで列記をさせ
ていただきたいと思っております。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人 君。

○7番（奥川 直人） それでは、その資料については、後日いただくということにしたいと思います。最後にもう時間がないので、こちらから意見を言わせていただいて、終わりたいと思います。あと企業誘致というのは、これは非常に玉城町にとっても、今恩恵を非常に企業さんから受けているということで、企業誘致には今後将来、大切にしていけないかと私も思っています。多気町もいつも例をあげますけども、今回は多気町はリゾート施設のアクアイグニスを誘致したと。

それで、工業団地には、この間も、僕、友だちがおりますので、決まったということで、中小ですけども、決まったという情報も入ってきています。是非、玉城町も企業誘致が大きなテーマだと思いますし、あとどこの企業は、大きな企業は、中の企業、小の企業というのが、こられるわけですけども、例えばこれぐらいの規模ならどこと、これぐらいの規模ならどこという地域を、僕は決めておかないと、なかなか誘致活動というのはできないと思います。

それと誘致しても、また地権者の皆さんといろいろもめたりとかいうこともあるかもわからんということであれば、そういった先につばをつけておくという政策が、もっとも私は企業誘致については大事だと思いますので、その辺については是非、計画的に進めていただけますようお願いをしまして、いろいろ申しましたが、もう時間もきていますので、これで質問を終わりたいと思います。以上です。

○議長（風口 尚） 以上で、7番 奥川直人君の質問が終わりました。

ここで昼食のため13時30分まで休憩をいたします。

（午前12時27分 休憩）

（午後1時30分 再開）

○議長（風口 尚） 再開いたします。

昼食前に引き続き一般質問を続けます。

次に、4番 北川雅紀君の質問を許します。

4番 北川 雅紀 君。

《4番 北川 雅紀 議員》

○4番（北川 雅紀） 議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今日は2点のテーマの質問でありまして、1つ目は自治区について、その中で、自治区に加入している方、そして自治区に入っていない方、そういう観点で質問させていただきます。二つ目が、公共施設ですね、町の。中央公民館とか福祉会館とか、夜、スポーツで使う学校施設とか、そういう公共施設の使用料、料金について質問させていただきます。

それでは、一つ目の自治区について入ります。まず町長にお伺いしたいことは、自治

区についての考え方、とらえ方ですね、それは自治区に加入していない人たちというのは退けておいて、まずは今の玉城町の自治区のあり方、役割、そしてどういうふうに行行政として捉えているのかということを質問します。

○議長（風口 尚） 4番、北川雅紀君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村 修一 君。

○町長（辻村 修一） 北川議員からのまずは自治区についての考え方、捉え方はどう捉えておるのかというお尋ねでございます。玉城町にありましても、あるいは全国各地のそれぞれの地域あるいは漁村、農村集落いろいろありますけれども、それぞれ歴史的に人類誕生から群れができ、村ができという歴史があつて、そして、その自治区の人々が自分たちの村を守り、自分たちの町を良くしていこうと、こういう歴史の中で発展があると。特に玉城町もそうであります。自治区の皆さん方の自分たちの住むエリアを、良くしていくんだというところでの取り組みがあつて、今日の玉城町になってきておりますし、また、町といたしましては、そういう自治区のさらなる発展、あるいは自治区を通してのいろいろな行政施策を推進をさせていただいておると、こういうことでございますし、また、それが東日本大震災あるいはその他の大災害におきましても、それぞれそうした隣土の共助、あるいは互助、そういうところが非常に重要視されておると思っておりますし、町としてもそういうことで、これからも自治区を通して、いろんな行政を推進していくと、こういうことが重要だと思っております。以上です。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀 君。

○4番（北川 雅紀） 町長が言っていたとおり、玉城町は他の近隣自治体とか全国的に見ても、自治区というものが歴史もあるし、比較的小さいので、つながりがあつて、そういうものがしっかりと自治区というものができてきて、今の町の姿があつて、行政としてもそういうしっかりした自治区があるから、いろいろなことを協働してやっているという実態があると思います。それはすばらしいことですし、それが玉城町の特性ではないかと思いますが、一方でやっぱり玉城町の中で、自治区に入っていない人というものも、やはり行政としては考えていかないとだめだと思うのです。数字を見ていただきますと、数字にあるとおり、玉城町の今年1月1日、人口は1万 5418 人が、外国人の方が179人で、合計合わせて1万 5600 人ぐらいの人口があります。

それで、その中で世帯数ですけれども、日本人の世帯が 5387 世帯で、外国人の方々の世帯が 153 世帯となっています。人口1万 6 千ぐらいに対して 5500 ぐらいの世帯数があつて、1世帯3人ぐらいの計算になりますが、それで先ほど自治区を通してまちづくりをしてきたのが玉城町の良い特性ですし、今後もそういう特性を生かして政策していくことは重要です。

しかし、一方で同時に考えていかなければならないのが、その一番表の下にある区入り外ということですね。つまり自治区に参加していない世帯数というのが 1271 世帯あります。これは外国人世帯も入っているのですが、合計して 5500 ちょっとの世帯があ

る中で、1271世帯、つまり5分の1以上が、区に入っていないと世帯があるということ、データをしてみると最初に言った自治区を通したまちづくり、プラスこの区入り外の人を通したまちづくりということも考えていかないと、行政としては今後の展開が難しいのではないかと、この質問をさせてもらっています。という意味で、まず町長に続いての質問ですが、区入り外ですね、その世帯については、どういう認識また対応というのか、手立ているんなことについて、行政としての認識はどうですか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一 君。

○町長（辻村 修一） 区入り外の方だから、特別に取り扱いといたしますか、行政サービスが異なるということは考えておりませんし、区入り外の方でも、同じように公平に町の行政サービスをお知らせをしたり、いろんな周知は、これは当然のことでありまして、もう一方ではやはり自治区へ加入をしていただきたいということの加入促進も、窓口で働きかけたり、あるいはこれからもそういうどこかの自治区のところへ加入をしていただきたいということは、町としてさらに働きかけをしていくことが大事だと、こんなふうに思っています。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀 君

○4番（北川 雅紀） 公平に扱う、扱わなければならないというのが当然のこと、使命なので、それはそうする努力をしていくべきですが、先ほどちょっと質問の順序が入れ代わってしまっていますが、自治区に加入してほしいという案内をしているということだったのですが、具体的に自治区に加入してほしいという、できるだけ入っていない人が加入してほしいという考えを持っているということで、窓口で案内をしているということだと思のですが、他に何かありますか。その案内だけですか、その自治区に加入することを推進するという具体的な施策というか、行動としては。

○議長（風口 尚） 総務課長 林 裕紀 君。

○総務課長（林 裕紀） 自治区に加入するということにつきましては、転入する時に、税務住民課の窓口で、例えば自治区の位置がわかりますので、ここの自治区の区長さんはこちらの方ですと。ここに自治区へ入っていただくような話をしてもらったかどうかということで、案内をして頂いているのが今現状です。

明けて新年度になりますと、今、25年度中に自治区加入促進検討委員会というのもつくりまして、何回か会議を開きまして、この中で自治区の方々にも、ご意見を聞きながら、今度チラシというものを、税務住民課の窓口で置こうと考えております。これは、玉城町というところは、まず自治区へ入っていただくと、自治区に加入しましょうと、加入促進のパンフレットをつくって、その中であなたの転入される地域は、この地域ですよ、この区長さんのところへ、ちょっとご挨拶してくださいという格好で進めていきたいと思っております。

これとプラスして、あとは勿論、自治区へ入るということは、個人の自由ということ、これは十分わかっていますので、この中で我々も自治区に加入してもらうことに対して、区

長さん方にも加入しやすいような、そのような組織もこれからいろんなアプローチをかけて、加入していただくような促進も、総務課からもかけていきたいと、こんなことを今考えています。以上です。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀 君。

○4番（北川 雅紀） 自治区加入促進委員会というのが、今初めて聞いたんですが、どういふメンバーが入るのかということと、玉城町いろいろなところに家を建てれると思いますけど、すべての地区が区に該当するようなエリアであるのかということと、あとそうであったとしても、区のほうが入れないというようなパターンはないのかという、その3点を質問します。

○議長（風口 尚） 総務課長 林 裕紀 君。

○総務課長（林 裕紀） 当然、地域のところにポツンと1戸建ててくれば、当然これはある程度自治区わかるのですが、全然ないところに、20戸、30戸というようなミニ団地が建ってきた場合につきましては、これはなかなか地区に入れるということが難しいでございます。

しかもまた、それを裏返して、またそこに新しい自治区を造っていくのかということになると、どんどん玉城町の場合、自治区が多いと思っておりますので、これ以上、自治区を増やすことも懸念材料と思っております。

従いまして、この自治区加入促進検討会では、開発協議の担当を主にやっていただいております建設課、それから税務住民課、総務課、福祉というところからは、メンバーを募って、このメンバーで今まで検討してきました。その中で、区長さんからもいろいろな意見をいただいた中で、やはり回答をいただいた区長さんは、ほぼ100%自治区加入ということについては、否定的な意見はございませんでした。ただその中で、あった意見の中では、やはり自治区加入するにあたり、准会員制度なるようなものをつくって、例えば役員を免除するとか、組費を安くするとか、出合いを免除するとか、いろんな仕組みをつくって、自治区の加入促進をやられておる自治区が複数みられたので、これをまた参考にしながら、残ったアンケートに答えていただかんとところについても調査をして、全員自治区へ入っていただけるような、そんな体制を構築していきたいと、こういうふうに考えております。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀 君。

○4番（北川 雅紀） 解りました。では、町の方針としては、町民全員を自治区にできれば入れたいという方針で、現状がたぶん世帯数として、5分の1以上は区入りしてないという認識があって、これ年々区入りしていない人たちの世帯は、50、100というペースで年々増えてきていましたので、そういう認識の中で、そういう考えをもって、そういうことをされていくというのはわかりました。

ですが、やっぱり先ほど課長も答弁ありましたが、入るか入らないかは、住民の考え次第ですし、運営の仕方は区が決めることなので、やはり努力はしていただきたいので

すが、結果としてどうなるかは置いておいて、やはり区入りしていない人たちを、そういう人たちが増えていくということは考えずに、そういう人たちをどうしていくかという観点で、同時にやはり必要だと思うわけです。

それで、今まで区入りしていない人たちへの情報発信ですね、例えば自治区に加入している人でしたら、区長を通して寄り合いで、何か案内するとか、今、住民の方に区に渡して、お金を支払って、広報を配ってもらっていますが、広報を配るとか、そういう区の区長会とかもありますし、そういう区を通していろいろな情報伝達手段、機会というのがあったと思いますが、世帯、区入り外の人たちへの情報伝達というのは、これまで玉城町ではどんな手段がありましたか。

○議長（風口 尚） 総務課長 林 裕紀 君。

○総務課長（林 裕紀） 現在、町の情報を発信する方法としては、やはり区長会、区内への観覧、それから広報たまきというのを、まず中心としながらやっておりますが、未加入世帯につきましては、転入時に広報配布の希望を聞きして、広報を送ってほしいという方については送っております。ただ、これを現在送っている方というのが、436人、今把握をしております、区入り外という世帯と割算しますと、もう少し配りたいと思っておりますけれども、希望された方は、そうなっております。ただ、区入り外の中には、全部がはっきり区が入っていないということではなくて、世帯分離もかなりあるかと思っておりますので、その辺りがしっかり把握できてないところが、今回のこのご質問の中で、しっかりした答弁できにくいところもございまして、ただ436人という方については広報を配布しておるといような実態でございまして、この形で情報の発信をしておるといことです。あとは防災無線、これで併せてやらせていただいております、インターネット広報ですね、こんなところでやっています。以上です。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀 君。

○4番（北川 雅紀） 転入してきた時に、広報が欲しいですかという案内して、欲しいといった人が436人ということで、これをもらわない人はどういう理由なのかちょっとわからない、ただ損をしているだけの様な気もしますが、やはりそういう人、広報の中には例えば健康診断の案内とか、お祭りの案内、それも楽しみを得るような情報ですし、税金を使って自分の健康診断を受ければ安いのですから、そういう有益な情報があるので、そういった案内をしている、手段としてはあるのですが、受け取っていないと。でも、その受け取っていない人を、できるだけ努力の限りを尽くして、結果として、何もその人たちが行動しなかったら、それはその方々の自己責任ですが、やはり5分の1の世帯が区入りしていない。

そして、その区入りしない人の半分ぐらいはホームページを自ら見るとか、そういう手段しかないので、何か今までの玉城町は、そういう区入り、区を中心として造ってきたまちづくりで良かったかもしれませんが、やっぱりそういうことを考えないとだめだと思いますので、情報伝達以外にも資金面、区を通して例えば自治区交付金とか、それ

とか地域活動助成金、お祭りとか、その地域の中で活発な地域発展のつながりとか、できることがあれば助成していくというような制度がありますが、その区入りしていない人たちというのは集まってないですね。集団として物を言う機会もないですし、区入りしていない人たち全員が1000世帯集まって、何かをするという機会もなく、一人ひとりただ住んでいて、何かあれば窓口にくるというだけですので、そういう手段に対する資金的な流れというものもないので、そういった質問としては、今の自治区を通する資金という、援助、交付金という面がありません。例えば消防施設とかもありますけども、そこら辺の考え方で、区入りしていない人たちへのお金の流れというものは、何かあるんですか、实际的に。

○議長（風口 尚） 総務課長 林 裕紀 君。

○総務課長（林 裕紀） 町から自治区のほうへいろんな交付金という形では、今、言われた自治区交付金と、それから地域活動助成費というのが、主なものですが、これらにつきましては、いわゆる自治区というものに対して、地域の要望とか意見をとりまとめでいただき、また防災活動、いろんな活動安全、いろんな環境整備等、地域と町の行政を結ぶパイプ役として、ご活躍いただいておりますということに対してのあくまでも活動に対する運営補助、活動補助という格好で交付しております。

ですから、自治区に加入していただいている個人さんに支払っている交付金、補助金ではございませんので、自治区に加入していない方の財政措置、支援というよりも、また逆に自治区に加入しているから、お金を払っていると、こういうことだけご理解いただきたいと、このように思っています。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀 君。

○4番（北川 雅紀） そうですね、やはり、それなりの労を自治区や自治区に加入している方には、労をお願いしていたり、役割としてまちづくりの中で担っている部分がありますので、そこへお金が流れていくというのは当然だと思います。その考えはわかりました。でも、その中で意見を聞く、さっきパイプ役、運営補助とかありましたけど、その意見を聞くという根本の部分で、区だったら区の要望を、毎年、役員が代わる中で出していったりということがあって、区の考えは聞ける。それで、区長会というものがあるから、役場の人と区長が集まって会話する場があるから、そこで何かを言えるということがあります。その根本的な部分で、世帯に加入していない人たちから意見を聞く、それは集団でないので難しいかもしれませんが、そういう手段は何かありますか。

○議長（風口 尚） 総務課長 林 裕紀 君。

○総務課長（林 裕紀） 地域の要望は自治区を通して、区長さんを通してだけ、町として受け付けているわけではございませんので、個々に窓口へ来ていただいて、意見を聞くことも聴かせていただいておりますし、また、インターネットのホームページからもメールで何件か、毎月ご意見を頂戴しています。それもまた各課に振って回させていただいて、総務課で管理をしておるということもございまして、また、確かに自治区に加

入っていないと地縁ということが薄い中で、難しいでしょうけれども、一応5人以上集まっていたら、知っとく納得というような形で、地域へ役場の職員が土日問わず、お出かけ講座ということでさせていただいていますので、これもご活用いただければと、このように考えています。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀 君。

○4番（北川 雅紀） さっき、今、話の中で、インターネットで総務課に問い合わせとか、そういう意見があったら、受け付けているという話もありましたし、これは自治区の要望とかも合わせて聞きますが、そういう受け取りに対する答えって出しているんですか、何かそういう決めとかあるのですか、メールは何日以内に、これは今、検討中ですという答えでもいいのですけども、そういう答えを出すというのは、区の要望のほうですけど、区の要望があって、これは検討中ですか、そういう返しについての決めとか、現状はどうなっていますか。

○議長（風口 尚） 総務課長 林 裕紀 君。

○総務課長（林 裕紀） 大変以前は各課へ直接意見を聞くということもやったことがあるのですけれども、だいぶ前から総務課一本にしまして、役場、玉城町への要望事項は自動的に玉城町総務課のアドレスのほうへ自動的に転送されるようになっていまして、その内容をみさせていただいて、各課へそのメールを転送し、その回答をもらって適宜経過を見ながら、経過を見ながら対応しておると、こんなところです。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀 君。

○4番（北川 雅紀） すべて答えるのは難しいかもしれませんが、ちょっと私、今年区の三役になりまして、要望を出す側になったのですけど、過去のずっと同じような多分集落によって、要望を出しているのですね。そういう現状って、何か非能率的なような気がしますので、何かこれは今こうだから無理ですとか、これは何年後にこういう経過があったら検討事項に入りますとか、何かこれは一般のメールもちょっと一緒ですけども、そういう答えって、もらう一方通行じゃなくて、答えを出すというのが当然じゃないかと思うのですが、どうですかね、先ほどですと、いろいろケースバイケースという話だったのですけど、今、何月まで検討しますとか、そういうアナウンスをすることは難しいのですか。

○議長（風口 尚） 総務課長 林 裕紀 君。

○総務課長（林 裕紀） インターネットの個々の来るメールことに関しましては、その通りできることはできる、できないことはできない、いつまでにやるのはやるということの回答はしていますし、また、今ご質問になかったのですけども、各自治区から要望事項が上がりますと、それは確かに複数の課にわたることが多いです。その場合はそのものをコピーしまして、原本は総務課のほうで保管します。これは字別に保管します。68区字別に保管していまして、それで、どこの課に回すかということについても、各課をきちっと書いて、そのコピーを部数を各課へ全部課長に直接手渡してきます。それに

対して、各課からどのように返事をしたかということも、補正予算のタイミングを見ながら確認するようにしていますし、また、同時に地域担当が68配置してありますので、地域担当者にもあなたの担当しておる自治区からこういう要望がありましたということもコピーして渡させてもらって、地域担当にもその進捗状況を確認してもらうようにするという方法で、今やっておるといところでございます。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀 君。

○4番（北川 雅紀） わかりました。すべてとは言いませんが、今のような形で、いろいろな手段があるということ、当事者に言っていただくと、スムーズに行くのかなと思います。質問が戻りまして、最初の表、もう一回出しますが、これですね、この表の中で人口、外国人179人、それで世帯も外国人153世帯ということに着目した話に移ります。三重県の北部のほう鈴鹿とか四日市とか、自動車関係の工場とかに労働者が外国からの方がたくさん入ってきて、そういう仕組みとして、例えば外国語をしゃべる職員を入れるとか、学校、小学校のクラスとかの中でも、7人に1人は外国人というような状況があって、それなりに外国人の方を行政として、どう扱っていくかというノウハウがあるところがあるんです。

ただ、今、玉城町の場合ですと、私の印象ですけど、表面的にみて外国人の方をどう扱っていくかという部分が見えないという、私は認識なんです。それで数字見てもらっても、1万5500人の人口の中で、今年の1月1日ですと179人、これは労働者の方々なので、年によって前後するかと思いますが、過去10年の見てもだいたい150から200の間で、毎年、外国人の方がいると。そういった部分でさっきの自治区を通した人たちへの政策と、自治区へ入ってない人たちの政策、そして外国人の方々に対するという部分でいうと、外国人の方を今、行政としてどう認識し、どういう対応をとっているのか質問します。

○議長（風口 尚） 総務課長 林 裕紀 君。

○総務課長（林 裕紀） 今、言われた外国人の方ですが、今たくさんの方がどんどんと増えておる実態は把握しております。ただこの方々は大半大企業に勤めてみえる、若い方々と認識しておりまして、この方々の中から直接、例えば役場の窓口サービスを利用するというのが、もう少し増えてくれば、何か対策は講じたいと思いますが、現在のところ、その会社の方々のいろんな方々を中心にしながら、その方を窓口にして、今、住民サービスを行っているところで、特に今のところ問題がないというところで、外国人を対象にした情報提供というのは、特に現在行っていないという状況です。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀 君。

○4番（北川 雅紀） 今、表面的には問題というか、外国人の方が困っているという現状がないというので、こういう今、特に何も行っていないという状況だと思うのですか、やっぱり人口の1%以上、玉城町の人口の1%以上は外国人という現状を考えると、例えば災害の時に、地震が起こって休日だったら、その企業の方々はいないわけですし、

でもやっぱり玉城町内で外国人の179人という方は、例えば電気・水道がないとか、困った事態になるということも、玉城町民が考えやないかんことだと思うんです。同じ町民として等しく扱うために、そういったことを考えると、やっぱり防災マップとか避難所、そういうところに外国人の方々を対象とした紙、アナウンス、何でもいいんです。文章が、中国人の方が多かったら中国語とか、そういう何でもいいので、そういった部分というのを、今後、考えていかなければならないと思うのですが、そういった部分についてはどうですか、同じ町民として。

○議長(風口 尚) 総務課長 林 裕紀 君。

○総務課長(林 裕紀) 防災ということを言われましたので、防災に関して申し上げますと、今までは要援護者という言葉が使われていましたけども、昨年6月に災害対策法が大きく変わりました、言葉が避難行動要支援者という言葉に変わってきました。ですから、今言われたように、いざという時に日本語の標識が見えない、字が読めない、この方もしっかり避難行動要支援者にはまると思いますので、こういう形で町としても次期作成する防災計画の中で、しっかりこういう形の避難所の案内とか、いろんなものも今回考えていかなければいかんと考えています。

○議長(風口 尚) 4番 北川 雅紀 君。

○4番(北川 雅紀) この質問の最後になりますが、やはり玉城町民と公平に扱うというのが一番最初になると思いますので、今日、話に出した玉城町の5500世帯ある中で、5分の1は区入りしてない人たち、そして、人口1万5500人ぐらいいる中の179人の外国人の人たちというのは、ここの空間、役場の空間、議会の空間でもそうですし、役場の空間でも一人もいないと思うのです。この中で、町民以外の職員の方は区入りしてないと思うのですが、区入りしてない人たちとか、外国人の声って、こういうところに届いてくることは、余りないと思うのです。それは集団として形成してないですし、一人ひとり動いているので、役場の中に力というか、そういう反映することってないと思うのですが、やっぱりそういった人たちを想像して、声がない声なんですね。声なき声なんですね。でも、その人たちは人口の2割、3割いるという現状があるので、その人たちを想像して最初に先手を打って、まちづくりをしていったほうが、どっちにも有益な町になると思いますし、それを怠っていくと、いつかドカンとすごい問題が起こったりするんじゃないかということを思ったので、この質問をさせていただきました。として、答弁はそういう人たちを、現状としても考慮しているという流れでしたので、この質問は終わらせていただきます。

続きまして、二つ目の質問ですが、玉城町の町有の公共施設、中央公民館、福祉会館というものの使用料の話に移ります。例えば、ふれあいホール、こちらの使用料は1000円と、電気代500円、冷暖房使用料は5000円、ふれあいホールは、こうなっております。玉城町体育センターの中央公民館、旧改善センターの体育館、ここは施設使用料が1時間につき全面500円、それで照明使用料が1時間につき、全面600円となっております。

す。使用料と電気代というものが、大きく分かれているという認識で、全部の施設についていいと思うのですが、この使用料、お金、使用料という時は、電気代も使用料も引くくめていいですけども、町民の方々もしくは町外の方々が、玉城町の施設を使った時の使用料についての質問に入ります。

まず最初の質問ですが、料金設定について、いろんな公共施設がありますけども、玉城町には住民とかからお金をいただいている施設がどれだけあって、そして、その施設の料金はどう決めたのかということをお聞きします。

○議長（風口 尚） 教育長 山口典郎 君。

○教育長（山口 典郎） 教育関係所管の施設について、ご説明させていただきます。教育委員会所管の施設につきましては、町民プール、お城広場、それから中央公民館、総合グラウンド、体育センター、スポーツトレーニングセンター、屋内体育館、それに各町立小中学校の屋内運動場及び中学校の武道館も、夜間等に住民の方々に使っていただいております。

各施設とも料金は違いますけども、先ほど議員言われましたように、それぞれの施設で支払う金が異なってはまいります。これは条例に基づいて、使用料と照明使用料金、冷暖房使用料金等を徴収しております。それにつきまして、また教育委員会所管の施設につきましては、町内在住、在勤者については、使用料は免除しております。そして、電気代いわゆる照明使用料金と冷暖房の使用料金だけは頂戴しておるというのが現状であります。

○議長（風口 尚） 正確福祉課長 中村 元紀 君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 生活福祉課の所管いたします保険福祉会館ふれあいホール、それから児童館でございます。それぞれ条例のほうに定めがございます、先ほどの教育長同様、使用料につきましては、町内在住者、在勤者については免除という格好になっております。あと電気料金等につきましては、町内一律で実質の電気の使用料から算出させていただいて、電気料金なり冷暖房の費用については、現在徴収させていただいておる格好でございます。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀 君。

○4番（北川 雅紀） 所管で教育委員会と生活福祉に、福祉会館とか学校施設とかあるので、分かれていますのですが、一緒に話させて、町のこういう施設だということで、一緒に話させていただきますが、玉城町は利用料というものがあるんですね。利用する時に払う、そして、照明を使う時は電気代というのが、その料金としては二層になっているんですけども、その使用料については、玉城町民または在勤者の方の使用の時は免除されるということです。

大きな話で言いますとか、スポーツとか文化活動というのは、自己負担が原則です。それは国際的にも、日本の中のルールでも、一流アスリートとか、そういう国の代表として送り出す人へは、援助とか支援というものはあるんですけども、一般的な人、住民

レベルで考える時には、そういう人たちは余暇とか、そういうものを自らの楽しみのために過ごしているので、そういう人たちに資金は援助するべきでないというわけではないですが、自己負担が原則というのが当然です。

ただし玉城町として、玉城町民への使用料の時は免除するという考えもあります、それは、私はそれでいいかなと思います。勿論、その方々から取るという考えもありますが、どちらが間違っているというわけではないのです。ただ、電気代のほうに話を移しますと、例えば近隣の自治体、おそらく日本中そうだと思うのですが、例えば伊勢市ですと、電気代も使用料も免除するというのは、スポ少の団体、そして総合型スポーツのクラブの団体、松阪や度会、明和というのは、そういう使用料も電気料も免除するという団体はないわけです。つまり伊勢市はスポ少総合型クラブというのを、政策的に推進しているので免除団体としていますが、松阪、度会、明和は、どの団体からも町民の団体であっても、等しく料金をもたらしているという形になっています。

やはりそれがスタンダードということを見ると、今から問題に入っていくのですが、玉城町はその電気代のほうも免除している団体があります。それは、まずどういう団体であり、どういう規定であり、どうなっているのかお伺いします。

○議長（風口 尚） 教育長 山口 典郎 君。

○教育長（山口 典郎） 現在、玉城町の使用料条例の第3条のほうに、町長は前条の規定に関わらず国または地方公共団体が直接そのように寄与する時、その他特に必要があると認めた時は使用料の額を減額または使用料の徴収を免除することができるとなっております。それらの団体を、認められた団体につきましては、電気代も一部いただいておりますという状況です。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 同様に、福祉会館、ふれあいホールにつきましても、条例のほうに定めてございまして、福祉会館の設置目的を達成するために適当と認めた場合については使用料を減額または免除することができるという格好で、ふれあいホールにつきましても、12条におきまして、同じように目的を達成するために減免ができるというふうになっております。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀 君。

○4番（北川 雅紀） 制度として条例の中に、町長が認める者はその電気料金のほうも免除できるというのがあるので、そういう該当団体があるというのはわかりました。では、一個一個の団体、それは特別に免除されているという団体ですので、それぞれ団体名を言っていただきたいのと、その団体を免除していることによって、年間本当はこれだけの使用料、電気代をもらえるけれども、減額したから、これだけになったという数字をお願いします。

○議長（風口 尚） 教育長 山口 典郎 君。

○教育長（山口 典郎） 現在、免除しているのが、公民館から派生したクラブが一部免

除しております。それから、太鼓のほうも免除させていただいております。それから、勤労協の一部の団体が免除されておることになっております。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村 元紀 君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 全額免除しておりますのは、町等の公共が使う場合ということになってございます。使用料につきましては、町内の方であれば免除させていただいておりますが、電気代等につきましては、一部減免させていただいております。これにつきましては、公的活動を行う団体ということの中で、例えば老人クラブ連合会であるとか、PTAの連絡協議会であるとか、文化協会、体育協会あたりにつきましては、3分の2なり5分の3の減免をさせていただいております。

後、その他の各種福祉団体につきましても、ボランティア、勤生協であるとか、遺族会、身体障害者福祉会、母子寡婦会などにつきましては、各種福祉団体ということで、同様に冷暖房料の3分の2、もしくはふれあいホールにつきましては、5分3ということで免除させていただいております。

その他のコミュニティーの助成という中で、各自治会がお使いになる分であるとか、婦人会、子ども会等が使われる場合につきましては、同様に一部減免をさせていただいております。

○議長（風口 尚） 教育長 山口 典郎 君。

○教育長（山口 典郎） ちょっと漏れておりましたので、スポーツ少年団、玉スポのほうも一応免除させていただいております。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀 君。

○4番（北川 雅紀） 今の二つの所管の話聞いても、かなりの団体が免除されていたり、減免の対象となっているわけです。そういった実情を考えると、本当にこの団体が免除、減免される団体として適合しているのかということが疑問になるわけです。例えばの例を出しますと、お年寄りの方のカラオケサークルがいっぱいありますけども、免除されている団体と、されていない団体というのがあると思うのです、それは違いとして。私もスポ少を指導していますが、スポ少として話を聞いたのでは、剣道の使用料は、玉スポは支払っていて、私、バトミントンですが、バトミントンは支払っていないという現状があります。

それは、多分単純に聞いておるか、聞いてないか、こういうところはただですよ、こういうところはただじゃないですよというのを、その該当団体が聞いておるか、聞いてないか。また、役場のほうでちゃんとした決めがあるかどうかということだと思うのですが、その決めというか、該当するか、該当してないかの判断というものは、規約か何かあるのか、どういうふうに決めているのかということをお伺いします。

○議長（風口 尚） 教育長 山口 典郎 君。

○教育長（山口 典郎） 先ほども言わせていただきましたように、玉城町使用料条例で免除されておる団体につきまして免除しておることだけです。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村 元紀 君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 生活福祉課の所管いたします保健福祉会館及びふれあいホールの関係でございますけども、一応平成 23 年 4 月に定めてます減免基準というのがございまして、それに先ほど言わせていただいたような格好でうたわれてはおります。それと、前回の時の答弁漏れがあったと思うんですけども、減免しなかった場合、どれだけの費用という話があったかと思われましたので、併せてちょっとご報告させていただきます。

ふれあいホールにつきましては、減免額といたしましては、24 年度の実績でございますけども、21 万 5800 円、福祉会館のほうの会議室等でございますけども、これが 4 万 6140 円でございます。以上でございます。

○議長（風口 尚） 教育長 山口 典郎 君。

○教育長（山口 典郎） 福祉課長のほうから話があった件につきましては、年間減免しているのはどれぐらいかということですね。これも追加に聞かれるということですね。これの試算では、一応、約 160 万円ということになっています。

○議長（風口 尚） 4 番 北川 雅紀 君。

○4 番（北川 雅紀） 教育長が答弁したのも、課長が答弁したのもわかります。決めがあって、その団体を免除しているというのは、僕が今、この質問でしている本意といたしますか、それは免除している団体、免除を認めている団体が、どういう基準で認められているかということですが、私が調べた中でいくと、やはり類似団体というのですか、同じような状況、同じような歴史の中でやっているところであっても、免除されているところ、免除されてないところがある。それはこっちが申請しておるか、申請してないかというような問題もあろうかと思えますけども、こちらは免除されている団体があるということを知っているから申請する。こっちは知らないから申請しないということもあると思えますし、こっちは役場のほうで、こういう決めに該当するから、なるというようにこともパターンとしてあると思えます。

ようするに、最初に言ったように、基本的には私は全員が等しく払うことが望ましいと思えます。それは、町民は使用料は免除されていますから、電気代ぐらいは払っていただかないと、意識というのですか、例えばただやで、いっぱい取ろうとか、ただやからこういうものを扱おうとか、こういう使い方をしようとなったら困りますので、町民として優遇する、そういう考えはあります。でも、他の自治体は、使用料も電気代ももらっていますが、玉城町の使用料は、町民や在勤者は免除することはいいと思えます。ただし、曖昧な基準の中で、今、その免除規定が運用されていると、私は思うのですが、それについてはどうですか。これは多分町長の認定した基準ということになりますので、町長にお伺いします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一 君。

○町長（辻村 修一） 疑問があったり、実際にそういう不公平を感じておられるところ

は、これは是正をしていかないかと思っていますけども、今それぞれ町内の方、あるいは在勤の方々が活用していただいているのは、ほとんどいろんな町が推進をさせていただくスポーツ、健康づくりあるいは文化活動、あるいは高齢者の施策に該当するのではないかと私自身は思っています。

当然、不公平なことのないように、利用をしていただかなければならないと思っていますけども、要は、町の公共施設は町民の皆さん方のためにつくっておるわけでありますから、私はやはり利用しやすいように、あるいは利用を高めるように、これがまず第一であると考えておりますので、料金的に最低限の経費というものは、これはまた不公平のないように考えていくということは大事だと思っていますけれども、料金をもらったところで、すべて維持管理がガバーできるというものではないわけであります。目的そのものが健康、スポーツ、あるいは文化振興、高齢者施策と、こういうことでありますから、そういう考え方で、できるだけあまり経費といえますか、使用料を上げずに、そして、利用を高めるような、なるべくなら料金を縮小してでも利用を高めるような、そういう考え方が望ましいのではないかと考えておる次第でございます。以上です。

○議長（風口 尚） 教育長 山口 典郎 君。

○教育長（山口 典郎） 町長と使用条例の件で、町長は免除するという判断をされることの中で、一つはかつて中央公民館というものの建設の目的が一つありました。その一つは、各種の講座、学級、各学級、各種学級、各講座の実施という項目が、大きな建設の一つの目的でした。その時に、この施設というのは、町の社会教育を発展させるための中心施設として位置づけられたという経過があります。そのことから、町が補助金を交付して指導育成している団体、あるいは公民館講座から派生した自主サークルについては、先の目的経過などから、公共性が高いものということで免除しているということでの経過になっております。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀 君。

○4番（北川 雅紀） 町の考え方が安くしたい、稼働率を上げたいというのは、そういう考え方だったらいいのです。公平性があれば、それでいいのです。なんで、福社会館のほうは、先ほどの話ですと該当する規約を決めてあるというので、教育委員会所管のほうの体育施設とかも、そういう決めをつくらせていただきたいと思います。

それで、質問は移りまして、稼働率を上げたいという話だったので、今のそれぞれの施設ですね、稼働率はどんな数字になっていますか。

○議長（風口 尚） 教育長 山口 典郎 君。

○教育長（山口 典郎） 現在、稼働率、中央公民館、それから体育センター、屋内体育館は除きますけれども、小中学校の屋内運動場、中学校の武道館は、現在のところ、前にも中瀬議員の時に質問があったと思うのですけども、その時には、ほぼ話させていただいたと思うのですけども、約100%に近い95%から98%のところを、使用されておる現状です。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村 元紀 君。

○生活福祉課長（中村 元紀） いろんな部屋がたくさんございますので、ふれあいホールの方でのちょっと話だけにさせていただこうと思うのですが、ふれあいホールにつきましては、25年度実績としまして246団体がお使いいただいたということで、365で割りますと、67.4%という格好になってございます。その他の各部屋につきましても、午前、午前という格好で使われた部分もございますので、集団検診につきましては、103%ということで、377回の利用があったということになってございます。トータル平均いたしまして、62%程度の利用という格好になってございます。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀 君。

○4番（北川 雅紀） では、その稼働率が高いほう、教育委員会のほうに質問ですが、100%近いということですが、そういう状況であれば取り合いになると思うのです、住民の間で。そういった場合、今、玉城町の現状を考えると、例えば中央公民館の体育館だけの話にまわしますと、空いておるかどうか、電話とか直接窓口に行って確認をして、それで予約をするとなっています。伊勢や松阪とかは、ネットとか携帯で見て予約もできますし、それがどこの時間がどう空いているのかというのも、全部見れる状況にあるわけです。松阪や伊勢というのは、そういう公共の建物が多いので、そういうシステムを組んでも数に対して費用のメリットはあると思いますが、玉城町の今の現段階の100%に近い中央公民館、その現状を利用者の面から考えて、サービスという面から考えると、直接電話とか、お金を払いに行くということの現状の中で、何かサービスとして向上させていく余地が、かなりあると思うのですが、そういった部分の考えはどうですか。

○議長（風口 尚） 教育長 山口 典郎 君。

○教育長（山口 典郎） 現在、体育センターにつきましては、定期的に運動を普及していただいております。何曜日の何時からということで、週一回ですけれども、そういった点で、玉城バトクラブや、それからソフトバレー、それから養殖研、バレーのあすか、玉城ファミリー、リクリエーションという団体が、定期的に取りまわっております。これにつきましては、あすかとか玉城ファミリーは、県内でも有数のバレーの団体で、しっかり練習してみえるわけですが、そういう点で定期的な練習をさせてもらいたいという形で、やっぱり団体が強くなっていくためには、そういうことでの押さえがされておまして、そういう形で取られておる場合がありますので、そういったところで空いてないところを探さんならんという問題点があるように思います。

それで、もう一つ問題になっておるのが、現在、誰でもインターネットで予約することができる時に、町外の方々が使われる場合があるのですが、それを町内のほうでクリックされると、もう免除という形になってきます。そういった点をどういうふうに、いわゆるチェックするかどうかということは、インターネットのほうも便利やと思うのですが、直接我々のところへ来ていただいて、町内の方が申請してい

ただいて、窓口での対応をさせていただくというほうが、よりはっきりと不正のないようにスムーズに行くように思います。インターネットでしていても、お金の支払いについては、やはり来ていただかんらんということがありますので、そういったところでは、一度来てもらうということにはなりますので、一緒のことかなと思うんですけど、インターネットで予約して、それで、お金を支払いにきてもらう。お金を、それか来ていただいて、確認してお金を支払って押さえてもらう。そういった点での二度手間にならんようにという対応は、それでできるのかなと思っておりますけれども。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀 君。

○4番（北川 雅紀） 解りました。インターネット、別に登録した団体だけが入れるようなシステムを組んでいるので、伊勢とか松阪も、そういう問題はないと思いますが、玉城町の場合を考えると、先には導入してほしいですけども、やっぱり取ってある時間帯だけをホームページで見れるとか、それぐらいのことはやってほしいと思います。

そして、最後私もうしゃべりませんが、料金について、最後の質問だけして終わらせられます。消費増税もありますし、電気代も上がりますし、これは勿論そういうことを勘案して、電気代とか利用料金とは今まで計算していたので、当然、私は電気代が上がって消費税も上がったら、上げるということを前提に、もう一回考えてやらないかなと思うのですが、そのことについてどうですか。このままいくのか、そういうことを考えてから、新年度を迎えるのか、最後です。

○議長（風口 尚） 教育長 山口 典郎 君。

○教育長（山口 典郎） 現在のところ、3%の上げ幅ということで、全体的にはそれほど変わらないということで、もう一回、10%に上がるという時点で、少し考えさせていただかなければならないと思っております。現在の中では、それで何とか、範囲内でいけるかなと思っております。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村 元紀 君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 料金体系につきましては、全体の見直しにつきましては、教育委員会と合わせた格好で、町全体で見直しをしておりますので、先ほど教育長の答弁と同じ、次回、見直しをさせていただくと考えております。

○議長（風口 尚） 以上で、4番 北川雅紀君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩をしたいと思います。

（午後2時31分 休憩）

（午後2時43分 再開）

○議長（風口 尚） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、1番 中西友子君の質問を許します。

1番 中西 友子 さん。

《1番 中西 友子 議員》

○1番 (中西 友子) 議長の許可をいただきましたので、通告に基づき質問させていただきます。質問は、中学校の体験学習について、水道料金について、大雪被害について、災害時の備えについての4点で質問させていただきます。

まず、一つ目に、中学校の体験学習についてを質問させていただきます。大人でも正規職員につきにくい世の中になってきました。現在、行われている中学生の体験学習の教育的効果をどのように評価されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長 (風口 尚) 1番 中西友子さんの質問に対し答弁を許します。

教育長 山口 典郎 君。

○教育長 (山口 典郎) 先ほどの議員からのご質問にありました、職場体験学習ですけれども、職場体験学習というのは、文部省が定義つけておりますのが、生徒が事業所等の職場で働くことを通じて、職業や仕事の実際について体験したり、働く人々と接したりする学習活動という定義付けをしております。

それで、玉城中学校のほうでは、農業の町の玉城町ということで、そこで育った子どもたちが農業を知るということが、非常に大事であるということで、1年生の時に、農業体験に取り組んでおりまして、現在、今年度ですけれども、1年生175名がJAと玉城町の農家11軒で、12箇所ですんでおります。内容としましては、稲刈り作業、菊づくり、しめ縄づくり、園芸苗の育成や肥料のせし、乳牛の世話、それから、マコモの収穫、さまざまな体験をしているところであります。

それから、さらに2年生では、これは本当の職場を体験するというところで、1年生とは違って、農家には行かずに、町内外の事業所42箇所です3日間の、職場別体験学習に取り組んでおります。保育所、社会福祉協議会、福祉施設、コンビニ、スーパーマーケット、ガソリンスタンド、美和ロック、アグリ、動物病院、理容室、自動車整備工場、神社、図書館、伊勢消防署、自衛隊久居駐屯地などの42箇所です。

業務の手伝いとか接客等、さまざまな活動を通して子どもたちは、学びをしておるわけですけれども、感想としては、子どもたちは特に1年生ですけれども、最初は不安な気持ちで参加しましたけれども、農業のことが少し理解できました。たくさんの方々と作業することに喜びを感じました。作業を終えた達成感を得ることができ、楽しく学習できましたなど、1年生が感想文を書いております。

それから、2年生では、生活していく上で欠かすことのできない仕事だと感じました。それから、そこで働く人々の真剣な姿や仕事の厳しさを学ぶことができ、貴重な体験となりましたなどが報告されております。特に、1年生では、地元を知ることができて、そして、地域の方々とふれあうことができたという喜びを感じておりますし、2年生では働く喜び、働くことの厳しさ、そして自分自身の課題を発見し、進路につなげて考えていく機会になったと報告はされております。以上です。

- 議長（風口 尚） 1番 中西 友子 さん。
- 1番（中西 友子） 先ほど、3日間の実習と言っていましたが、これは長いほうでしょうか、短いほうでしょうか。
- 議長（風口 尚） 教育長 山口 典郎 君。
- 教育長（山口 典郎） 体験学習が導入された時は、文部省からでは1日でした。それで2日が多くなってきておりまして、最近では1週間するところもありますけれども、1週間というと、かなりの時間になりますので、そのところを玉城町として、やっぱり農業も知ってもらわないかんということで、うちの場合は、そういうふうには1年生では農業体験、そして、2年生では職業体験、事業所の体験ということでさせていただいておりますので、全国的には真ん中よりは上だというふうには思っています、4日間です。
- 議長（風口 尚） 1番 中西 友子 さん。
- 1番（中西 友子） 生徒の希望に沿ったところに、実習にいけるのかということ、後、自分の得手、不得手を知る機会にはなると思うのですが、そういうことを考慮しての自分の希望の会社、企業などに体験にいけたかどうか、お聞きします。
- 議長（風口 尚） 教育長 山口 典郎 君。
- 教育長（山口 典郎） この体験は、かなり10数年体験学習をやっております、かなり協力していただくところを広げております。農業体験もはじめのころは、2、3件であったのが、現在では12件に広がっておりますし、職場体験のほうも、初めは10箇所ぐらいでした。ですけれども、最近の産業のほうと連携していただいて、向こうも企業のほうに言っていただいて、現在42件という、非常に幅広いところまでいっております。2年生で151名ですから、42箇所というと、かなり選択肢は広がります。ですから、子どもたちの中で、こういうところがあるという提示をさせてもらって、自分たちのほうで勿論選んでやっていくということになっております。
- それで、さらにまだ声もかけて今後も広げていきたいと思っておりますので、さまざまな職種を子どもたちは選択できるかなと思っております。以上です。
- 議長（風口 尚） 1番 中西 友子 さん。
- 1番（中西 友子） 企業の体験実習なども42件あるということで、幅広いところに生徒が実習に行けるということですが、このほかに働き始めた時に、もう直ぐに働ける、手に職的を仕事の希望とかはありませんでしたか、生徒側から。
- 議長（風口 尚） 教育長 山口 典郎 君。
- 教育長（山口 典郎） 昔とは違って、現在はほとんど進学を希望しています。1年生のほうから、希望をみても100%で、ただ現状を考えた時に、3年生になって進路選択の時に受験をしたけども、難しくなっていくということで、ほとんどが進学希望で受験はしておりますので、そういった点で、就職を考えて、自分たちはこう行くというのやなしに、そこで働く人々の、自分の将来のことも考えての体験とか、それから働く

人々の苦勞を学んでいこうという姿勢が子どもたちにはあるように思われますので、そういう点での手に職をつけたいという思いは、子どもたちの中にはありません。

○議長（風口 尚） 1番 中西 友子 さん。

○1番（中西 友子） 少しでも手に職をとという意味は、初めのほうでも言ったのですが、大人でも正社員になりにくいというので、高校でも明野高校などジャムをつくって販売してみたりとかするところもあるので、そういう取り組みもありなのかと思いましたが、教育委員会でそのようなジャムづくりとかのイベント等、アグリでもやっていると思いますが幅を広げることは考えておられるでしょうか。

○議長（風口 尚） 教育長 山口 典郎 君。

○教育長（山口 典郎） 教育委員会では、学校教育に関するところですよ。ですから、そういう点では、やっぱり子どもたちに、手に職をつけるために、そういうイベントをするというものはありません。ただ社会教育の中で、子どもたちの体験活動はしておりますので、そこでジャムと違ってこの間は、ぶどう狩りをしまして、それで、お父さんの日にワインをプレゼントしたいということで、ぶどう狩りをして、そして、それを企業のほうへ持ち込んで、ワインづくりをしてお父さんにプレゼントしたとことがありますけども、そういった子どもたちの社会教育的な活動では、そういう活動は子どもたちの視野を広げるためにはやっておりますけども、具体的に手に職をとるところまではいかないと思っております。

○議長（風口 尚） 1番 中西 友子 さん。

○1番（中西 友子） 今後、生徒側から要請があった場合には、どのようにお考えでしょうか。

○議長（風口 尚） 教育長 山口 典郎 君。

○教育長（山口 典郎） 要請は、別に学校に対しての要請はないと思います。ただボランティアの人が子どもたちに、日曜日とか土曜日の休みの日に、今度、土曜日でも玉城町としては、土曜授業を県下で初めて、だいたい他の市町ちょっと遅いようですけども、土曜日の授業をさせていただくということで、してあるのですけども、その時に、土曜日とか日曜日などの時に、子どもたちにこんなことを教えたいとかいうことがあれば、そういう社会教育の講座みたいなのがありますので、そういったところへ、ボランティアとして来ていただきながら、子どもたちに教えてもらうということもあり得るのかなと思っておりますけども、子どもたちからの要請でというのは、現在ではありませんけども、大人のボランティアの人で、こんなことを子どもたちに教えたいというのは、時々あります。

それで、公民館活動等でも、それから、先ほどの子どもたちの体験講座の中へも、そんなのを入れさせてもらいながら、現在は進めておる状況です。

○議長（風口 尚） 1番 中西 友子 さん。

○1番（中西 友子） では、ちょっと1学年の農業環境体験学習について、ちょっとお

聞きしたいのですが、これは1日限りということですか。ということなので、植物などで育てていく過程とか、収穫の過程とかもあると思いますが、これはもっと続けていこうとか、協力していただきたいというのは、おありでしょうか。

○議長（風口 尚） 教育長 山口 典郎 君。

○教育長（山口 典郎） 育てる体験というのは、特に小学校では稲を育てて、米づくりをするというのを、地域の方々が協力していただきながら、6月、田植えからやっています。それで、収穫模して、そして最後に餅つき大会もしてということで、本当に玉城町は地域に恵まれておりますので、地域のボランティアの人たちが、それなら学校のためにということで、たくさんやっていただきます。そういった点での小さな小学校で育てる喜びは徐々にそこでつけさせていただいて、それで、職種が変わって、そういう形での農業のこんな農業もあるのですよ的なところを、1年生で勉強して、稲づくりだけで農業でないんだと、米づくりだけが農業ではなしに、こういうようなしめ縄づくりとか、マコモ栽培であるとか、それから草木を育てるといことも、農業の一つ、農家の一つとしてあるんですよと、そういう形で知っていただくという学習をしております。

○議長（風口 尚） 1番 中西 友子 さん。

○1番（中西 友子） 今回のこの質問は、何故したかということ、社員になりにくい企業にも勤めにくい、じゃあ地元で働こうと思って、農業といった時に、1日限り体験では物足りないとか、何からしていいのかわからない状態ということもあって、苦勞するのかなと思ったので、ちょっとさせていただいたのですが、これはこの協力される農家さんは増える予定はありますか。

○議長（風口 尚） 教育長 山口 典郎 君。

○教育長（山口 典郎） 内容的には、だいたい農家で網羅されておりますので、同じような農家のほうで広げていけるかなと思っております。それから、今議員さん言われましたけれども、手に職をつけるような体験というのは、かなり長い時間が必要だと思っています。そういう形で、長いこと、やっぱり子どもたちを仕事で体験してもらいながら、やっていくということですので、逆に私も県におった時に、就職の話を企業の方とさせていただいたのですが、変にいわゆる手に職みたいな、自分が知っておるよみみたいなことをつけてもらわなくても、ここへ入って、企業に入ってきたり、そういう工場に入ってきたりして、そこで、やっぱり身についていくということで、やっぱり関心意欲をしっかりと持たして、職業感を学校ではちゃんと持たせてほしいのだと。そやで、しっかりと、働かんならんだ、そしてお金をいわゆる賃金としてもらわなければならないと、そういう風な職業感をしっかりと学校で備えさせてくれ。後は企業に入ってから、そういう風な社員は育てていきたいと言われておりますので、そういった点での我々の使命、学校教育の使命としては、その職業感を子どもたちに持たせることが、一番の大事なことかなと思っております。以上です。

○議長（風口 尚） 1番 中西 友子 さん。

○1番（中西 友子） 生徒自身が自分のためになったか、今後の仕事を考えるために体験できてよかったという感想を持っているのなら、それでいいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。水道料金についてですが、他市町からこられた方が、玉城の水道料金は高いと言われることがあります、他市と比較して、現状はそれほど違いがあるのか、お伺いします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一 君。

○町長（辻村 修一） 水道料金についてのお尋ねでございます。玉城町の水道料金は、昭和 58 年から改定がされておられません。平成元年の消費税 3%の導入、また 5%へ増税時にも内税として、極力経費の節減に努め、現行の料金を改定せず、事業の運営を図ってまいりました。

お尋ねの水道料金の他市町との比較でございますけれども、基本料金及び単価の設定が、それぞれ市町によって異なっておりまして、使用する水量により一概にどの市町が安いとは判断が難しいと思っております。

県内の状況を申し上げますと、事業者の中では当町は平均的な料金設定ということでございまして、傾向といたしましては、北勢の区域が低い設定での市町が多い傾向にございます。近隣の市町との比較といたしましては、玉城町が安い水量の範囲もありますけれども、また、そうでない範囲のところもあるということでございます。ただ昨年 4 月から玉城町は、水道と下水道料金を合わせて徴収をしております、他市町の下水道料の徴収方法や、下水道事業への取り組みの状況の違いがあると思われまます。

また、他市町の大半が、4 月から消費税分の上乗せが予定されているところでございますけれども、既に議会でもご報告、ご相談を申し上げておりますように、当面、玉城町は現行料金のまま、内税で据置ますけれども、今後、また将来的には改定をしなければならない、そういう時期がやってくると考えておるわけでございます。以上でございます。

○議長（風口 尚） 1番 中西 友子 さん。

○1番（中西 友子） 水道料金が、玉城町が高いというのは、ちょっとポツポツと聞くのですが、今、転入・転出の時期ということもあって、この際、近隣市町と差がないということ、ホームページや広報などにも記載していただければと思うのですが、それに対しては、どうお考えですか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一 君。

○町長（辻村 修一） 玉城町の PR でございますけれども、あえてそこまではする必要はないのではないかと思います。議員さんのほうが是非 PR したってください。

○議長（風口 尚） 1番 中西 友子さん。

○1番（中西 友子） 水道というのは、毎日使うもので、これがネックになって、玉城の転入をちょっと考えてしまうというのは、ちょっともったいないというのもありまし

での、先ほどの質問ですが、私のほうでPRさせていただくということになるのでしょうか。そんなに違いがないということをお答えしていただくと、ありがたいのですが、その点に関してはどうでしょうか。

○議長（風口 尚） 上下水道課長 東 博明 君。

○上下水道課長（東 博明） また転入時に、そういうお尋ねがございましたら、担当課としても近隣とは変わらないということをお答えさせていただきたいと思っております。

○議長（風口 尚） 1番 中西 友子 さん。

○1番（中西 友子） それでは、よろしくお願ひします。

では、次の質問に移らせていただきます。大雪被害についてですが、この2月14日の大雪による玉城への被害状況と支援策について、お答えいただきたいのですが、まず被害はどのようなものが出ているか、教えていただけますか。

○議長（風口 尚） 総務課長 林 裕紀 君。

○総務課長（林 裕紀） まず今回の大雪に対する被害でございますけれども、まず人的被害の報告はございませんでした。それから、住居のほうの被害ですけれども、罹災証明が2件出まして、その後、その証明を発行しました。案件はカーポートが壊れたということでございました。あと農産物等の被害については、産業振興課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（風口 尚） 産業振興課長 田間 宏紀 君。

○産業振興課長（田間 宏紀） 農業関係につきましては、私のほうから答弁をさせていただきます。現在、3月3日現在でございますが、被害状況、農業施設関係といたしまして、イチゴハウスのほうで16件、39棟、被害想定額といたしまして3600万円。梨の棚のほうでございます、5件、被害額が20万円。花木ハウス2件、620万円の被害想定。育苗ハウスのほうも2件、200万円の被害想定。農作物につきましては、イチゴのほうで0.9ha、これが30%超えの被害の部分でございます。この被害総額といたしまして、1060万円。花卉・花木につきましては0.11ha、これのほうで10万円程度、合わせまして、合計5510万円程度の被害想定と見込んでおるところでございます。」

上です。

○議長（風口 尚） 1番 中西 友子 さん。

○1番（中西 友子） この被害について、県のほうは国へ補助や支援の要請をしていると思うのですが、玉城独自の支援、補助、減免措置などについては、どのようにお考えですか。

○議長（風口 尚） 産業振興課長 田間 宏紀 君。

○産業振興課長（田間 宏紀） 現在、国策におきまして方針のほうが出されて、現行の制度、農業共済等での対応のほか、災害関連資金無利子化など、そしてまた農業ハウス等への再建修繕の助成というものを御出され、今回、新たに従前からの助成でありますと見

られなかった、撤去費用につきましても対応するという方針が出されております。現在、詳細が被害状況を把握しておる段階でございます、現場のニーズに合った対策を、町としても考えていきたいと。また、JA、県とともに、農家の皆さん方に情報提供を流しながら、そして、また農家への助成が適切に対応ができるような形で調整を図っていき、町単の部分ということに関しましても、近隣市町と歩調を合わせながら、検討をしていきたいと考えております。

○議長（風口 尚） 1番 中西 友子 さん。

○1番（中西 友子） 今、状況を把握中ということもあるのですが、近隣市町と歩調を合わせる意味がちょっとわからないのですか、玉城は玉城で補助とかできると思うんですけどね、こういう玉城独自のパンフレットなども出して、農家さんの協力も町は得ていると思うので、補助対象を早急に考えていただきたいのですが、どうでしょう。

○議長（風口 尚） 産業振興課長 田間 宏紀 君。

○産業振興課長（田間 宏紀） まずもつてもう一つは、各種部会等がございます。これにつきましては、JA、農協を主体とした部会になってございますので、伊勢農協管内、特に伊勢と密接な絡みのある部会等がございます。そうすると、そういう部会との調整というものも考えていく必要があるということから、歩調を合わせという表現にさせていただきます。

○議長（風口 尚） 1番 中西 友子さん。

○1番（中西 友子） 歩調を合わせていく中での被害があったところへの補助が決まり次第、助けていただくじゃないですけど、そういうことは考えていらっしゃるということよろしいですか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一 君。

○町長（辻村 修一） 産業振興課長から申しあげましたように、いろんな町内の部会、あるいは近隣市町、あるいは県下の状況も見ながら、そして、その中で町としてさらにバックアップできるものがあるのか、ないのかというのが、これから検討したいと思っています。

○議長（風口 尚） 1番 中西 友子 さん。

○1番（中西 友子） この大雪も私が聞いた範囲ですが、30数年ぶりという大雪被害なので想定外ということもあると思われま。引き続き、町の温かな対応を農家の皆様にさせていただきたいと思ひます。

次の質問に移らせていただきます。災害時の備えについてですが、災害時の避難場所にあたる小中学校の空調が停電すると使えなくなり、災害時の備えとしては不向きだと思ひますか、代替えの設備などはきちんと配備されているのか、まずお伺ひします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一 君。

○町長（辻村 修一） 具体的な内容でございますので、総務課長のほうから答弁をいたさせます。まずは災害の時には、もういつもの教訓でありますけれども、まず自分の命

を守る自助、そして、隣近所の支えあいの共助ということは当然のことでありまして、教訓からもそれが叫ばれておるわけでありまして、また、一つはそれぞれがしたがって日頃からの備えということ、やっぱり気をつけてほしいと思っています。

学校の体育館、中央公民館、そして福祉会館、災害の避難場所と指定してございますので、それぞれでも一通りの設備を整えておりますし、さらに必要な部分は、これからも充実をさせていただきたい。具体的な内容につきましては、総務課長から答弁をいたさせます。

○議長（風口 尚） 総務課長 林 裕紀 君。

○総務課長（林 裕紀） 小中学校の体育館は、確かに6つある避難所の中で、指定はしてございますけれども、ご承知のとおり小中学校の空調は、田丸小学校の中央公民館で要することもございますけれども、防衛の補助をもらってやっておるということで、元々これは避難所の空調というよりも、学習室内環境の整備ということで、空調設備を整えておりますので、元々ここの避難所のために、この空調を入れておるということではございません。ただ、電気はライフラインの復旧は早うございます。ですから、電気が復旧すれば、ある意味、快適な避難所になるのではないかなとは思っています。

もう一つ、代替措置ということではございませんけれども、保健福祉会館にこの度、発電機というのを設置いたしました。役場の発電機よりも稼働時間が長い、1,900リットルおけるA重油タンクを設置しております。ただふれあいホールまでの電源は確保しておりません。保健福祉会館の中の社協の事務所の一部、それから子育て総合支援室、地域包括支援センター、和室、あの辺りを中心に、約3日間稼働できるだけの重油は備えております。

ただ、おそらくふれあいホールは、どうなるのかということになると思うのですが、ふれあいホールも同じように発電機を据えようと思うと、同規模の1,900リットルのタンクを使ってやっても、3日もたないということと、それから、今回の発電機の経費に、約2,800万円かかっておりますので、同額の費用のあと設備がいるということで、備えあればあるに越したことはないと思うのですが、あるところで一線を引かないかと思っておりますので、今回はここの部分の発電機、第2の防災対策本部の設置ということも考えながら、ここへ発電機を設置したということでございます。以上です。

○議長（風口 尚） 1番 中西 友子 さん。

○1番（中西 友子） この間の2月14日の大雪の時は、10分ほど停電とかありましたが、その発電機で3日間分ぐらい賄えるということですが、それで、あと町内を把握しようと思うと、何台ぐらい設置が必要だと考えられていますか。

○議長（風口 尚） 1番 中西 友子 さん。

○1番（中西 友子） すいません。質問の仕方がちょっと悪かったので、ちょっと訂正とともにもう一度質問させていただきたいと思います。町内というよりか、発電機が福祉会館に置いてある。もう1台は役場に置いてあるということですが、復旧に早いとは

言えど、ちょっとその間だけでもという、病院とかは、どのようになっていますか。

○議長（風口 尚） 病院老健事務局長 田村 優 君。

○病院老健事務局長（田村 優） 病院の自家発電がございまして、その分につきましては、8時間の病院の分だけの電気がつくようになっております。

○議長（風口 尚） 1番 中西 友子 さん。

○1番（中西 友子） 通告外のことを聞いてしまった感もありますが、お答えいただきありがとうございます。それでは、ちょっと次の支援登録されている方のほうの質問に移りたいと思います。支援登録されている方からの支援要請などがあった時の対応について、今回の経験などを踏まえ対応策を見直さなければならない点や、追加しなければならない点があれば、是非お伺いしたいのですが、よろしくをお願いします。

○議長（風口 尚） 総務課長 林 裕紀 君。

○総務課長（林 裕紀） 確かに今回は、関東では30年ぶりとか、また津地方気象台、昭和62年から記録をとってから、初めての大雪警報が出たということもありまして、私も子どものころに、40数年前ですか、やっぱりこういう大雪があったと記憶しておりますけれども、やっぱりこういうことの記録的な大雪の場合には、本当に機動体制とりにくうございます。我々はやはり災害時には、勿論一人でも多くの避難行動の支援者の支援者の命と身体を守らないかんということは勿論ですけれども、事前準備を進めていく中で、今回の先ほどの法改正の説明もさせていただいたのですけれども、やはり助けていただきたい、助けてほしいという方が、今、900数十名、今、登録があります。

この辺りから、まずこの方々に、今後、地域防災計画を定める中で、どのたに開示をしていくかということも、しっかり決めて、例えば消防機関とか警察、民生委員さん、社協、それから自主防災組織、また関連する方々、俗にいう避難支援等関係ということになります。この方々に情報開示ができるように詰めていきたいと思っています。ただ、今のところ条例に特別な定めがない限り、本人の同意を得ないと開示ができないということになっていますけれども、条例に特別な定めがない場合ということは、特別な定めをしたら開示ができると裏返るわけですから、これについて3.11の東北の大震災のおりにも、沿岸に13の市があつて、要援護者台帳を持ってみえましたが、確かある1市だけしか開示ができなかったのじゃないかと思っています。

そこはやっぱり特別の条例をつくっておったということになります。ですから、ただ実際に事前準備としては開示ができない条例が必要ですが、今回の大きな法の改正の中では、災害が発生して、また災害が発生する恐れがあるという時には、市町村長は本人の同意なしに、この名簿を開示することができるということも書いてございますので、いろいろ慎重にはやらないかんと思っていますけれども、地域の住民の方々にまず開示をしていただく、開示をしてその方々にまず行っていただくということを、これからも進めていきたいと。それが共助になるのですけれども、こういうところもどんどんつくっていききたいと考えております。以上です。

○議長（風口 尚） 1番 中西 友子 さん。

○1番（中西 友子） これから考えていただけるということなので、ちょっと期待をして、これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（風口 尚） 以上で、1番 中西友子さんの質問は終わりました。

閉議の宣告

これにて、本日の日程は全て終了いたしました。

明日7日は、中学校卒業証書授与式のため、午後1時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行いますから定刻までにご参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。どうもご苦労さまでした。

(午後3時19分 散会)